

2 れているものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)。以下この条において「信書便法」という。)

第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という)の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を日本郵便株式会社の営業所(郵便の業務を行うものに限る)に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第三項に規定する信書便物(以下この条において「信書便物」という)の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。

(手続の効力の承継)

第二十一条 特許権その他特許に関する権利についての手続の効力は、その特許権その他特許に関する権利の承継人にも、及ぶものとする。

(手続の続行)

第二十二条 特許庁長官又は審判長は、特許庁に係属している場合において、特許権その他特許に関する権利の移転があつたときは、特許その他の特許に関する権利の承継人に対し、その事件に関する手続を続行することができる。

(手続の中止)

第二十三条 特許庁長官又は審判官は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中止した手続の受継の申立てについて、受継を許すかどうかの決定をしなければならない。

2 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

第二十四条 特許庁長官又は審判官は、中止した手続、特許異議の申立てについての審理及び決審査、特許査定又は再審の手続を受け継ぐべき者が決定を怠つたときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならぬ。

特許庁長官又は審判官は、前項の規定により指定した期間内に受継がないときは、その期間の経過の日に受継があつたものとみなすことができる。

第三百二十四条 民事訴訟法第二百二十四条（第一項第六号を除く。）、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第二百三十一条、第二百三十二条及び第二百三十二条第二項（訴訟手続の中止及び中止）の規定は、審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の手続に準用する。この場合において、同法第二百二十四条第二項中「訴訟代理人」とあるのは、「審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の委任による代理人」と、同法第二百二十七条中「裁判所」とあるのは「特許長官」又は審判長」と、同法第二百二十八条第一項及び第二百三十二条中「裁判所」とあるのは「特許長官又は審判官」と、同法第二百三十一条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

（外国人の権利の享有）

第二十五条 日本国内に住所又は居所（法人については、営業所）を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、特許権その他特許に関する権利を享有することができない。

一 その者の属する国において、日本国民とその他の国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利を享有することができる。

二 その者の属する国において、日本国民がその享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件下により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているとき。

三 条約に別段の定があるとき。

（条約の効力）

第二十六条 特許に関する条約に別段の定があるときは、その規定による。

（特許原簿への登録）

第二十七条 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

二 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 仮専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

2 特許原簿は、その全部又は一部を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(特許証の交付)

第二十八条 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の決定若しくは審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

2 特許証の再交付については、経済産業省令で定める。

第二十九条 特許及び特許出願（特許の要件）

二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明

三 特許出願前に日本国内又は外国において公頃颁布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明

2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

第二十九条の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（以下「特許掲載公報」という。）の発行若しくは出願公開又は実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）、第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外

国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

（発明の新規性の喪失の例外）

第三十条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明（発明、実用新案、意匠又は商標等に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたもの）も、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明が前項の規定の適用を受けることができる發明であることを証明する書面（次項において「証明書」といいう。）を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかるわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

定によるものを除く。)又は処分の制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

第三十四条の五 仮通常実施権は、その許諾後に当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利若しくは仮専用実施権又は当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利に関する仮専用実施権を取得した者に対しても、その効力を有する。

(職務発明)

第三十五条 使用者、法人、国又は地方公共団体(以下「使用者等」という。)は、従業者、法人の役員、国家公務員又は地方公務員(以下「従業者等」という。)がその性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至つた行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明(以下「職務発明」という。)について特許を受けたとき、又は職務発明について特許を受ける権利を承継した者がその発明について特許を受けたときは、その特許権について通常実施権を有する。従業者等がした発明については、その発明が定めた契約、勤務規則その他の定めの条項は、無効とする。

3 従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めの条項は、無効とする。

4 従業者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受けた権利は、その発生した時から当該使用者等に帰属する。

4 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を取得させ、使用者等に特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第二項の規定により専用実施権が設定されたもとのみなされたときは、相当の金銭その他の経済上の利益(次項及び第七項において「相当の利益」という。)を受ける権利を有する。

5 契約、勤務規則その他の定めにおいて相当の利益について定める場合には、相当の利益の内

容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより相当の利益を与えることが不合理であると認められるものであつてはならない。

第三十六条 特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

1 図面及び要約書を添付しなければならない。

2 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

3 発明の名称

4 前項第三号の発明の詳細な説明

5 前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をことができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。

二 その発明に関連する文献公知発明(第二十九条第一項第三号に掲げる発明をいう。以下この号において同じ。)のうち、特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知発明に関する情報の所在を記載したものであること。

6 第二項の特許請求の範囲には、請求項に区分等と従業者等との間で行われる協議の状況、策定された当該基準の開示の状況、相当の利益の内容の決定について行われる従業者等からの意見の聴取の状況等を考慮して、その定めたところにより相当の利益を与えることが不合理であると認められるものであつてはならない。

第三十七条 経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聽いて、前項の規定により受けるべき状況等に関する事項について指針を定め、これを公表するものとする。

7 相当の利益についての定めがない場合又はその定めたところにより相当の利益を与えることが第五項の規定により不合理であると認められる場合には、第四項の規定により受けるべき相手の利益の額、その発明に関連して使用者等が行う負担、貢献及び従業者等の待遇その他他の事情を考慮して定めなければならない。

(特許出願)

6 第二項の特許請求の範囲は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。

二 特許を受けようとする発明が明確であることを妨げない。

3 請求項ごとの記載が簡潔であること。

4 その他経済産業省令で定めるところにより記載されていること。

5 第二項の要約書には、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した発明の概要その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

6 第二項の要約書には、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した発明の概要その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

7 第二項の要約書には、明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した発明の概要その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

第三十六条の二 特許を受けようとする者は、前項第二項の明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。

1 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

2 願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。

3 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

4 前項第三号の発明の詳細な説明

5 前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次に掲げる事項を記載したものとされる事項を経済産業省令で定める事項により要約書に記載すべきものとされる事項をその外國語で記載した書面(以下「外國語要約書面」という。)を願書に添付することができる。

6 前項の規定により要約書に記載すべきものとされる事項をその外國語で記載した書面(以下「外國語要約書面」という。)を願書に添付することができる。

7 第七項の規定により要約書に記載すべきものとされる事項をその外國語で記載した書面(以下「外國語要約書面」という。)並びに同条までの規定により明細書又は特許請求の範囲に記載すべきものとされる事項を経済産業省令で定める外國語で記載した書面及び必要な図面及び要約書に代えて、同条第三項から第六項までの規定により明細書又は特許請求の範囲に記載すべきものとされる事項を経済産業省令で定める外國語で記載した書面(以下「外國語要約書面」という。)並びに同条までの規定により要約書に記載すべきものとされる事項をその外國語で記載した書面(以下「外國語要約書面」という。)を願書に添付することができる。

8 前項の規定により外國語書面及び外國語要約書面に願書に添付した特許出願(以下「外國語書面出願」という。)の出願人は、その特許出願の日(第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第四十三条规定第一項、第四十三条の二第一項(第四十三条规定第三項において準用する場合を含む。)又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約(千九百年十二月十四日にプラットセルで、千九百十一年六月一日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヒースで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十日にリスボンで及び千九百六

七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第四十一条第一項、第四十三条第一項、第四十三条の二第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による二以上の優先権の主張を伴う特許出願にあつては、当該優先権の主張の基礎とした出願の日(うち最先の日。第六十四条第一項において同じ。)から一年四月以内に外國語書面及び外國語要約書面の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、該外國語書面出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願又は第四十六条第二項の規定による実用新案登録に基づく特許出願である場合にあつては、本文の期間の経過後であつても、その特許出願の分割、出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願の日から二月以内に限り、外國語書面及び外國語要約書面の日本語による翻訳文を提出することができる。

9 特許庁長官は、前項本文に規定する期間(同項ただし書の規定により外國語書面及び外國語要約書面の翻訳文を提出することができるときは、同項ただし書に規定する期間。以下の条項において同じ。)内に同項に規定する外國語書面及び外國語要約書面の翻訳文の提出がなかつたときは、外國語書面出願の出願人に対し、その旨を通知しなければならない。

10 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、第二項に規定する外國語書面及び外國語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

11 前項に規定する期間内に外國語書面(図面を除く。)の第二項に規定する翻訳文の提出がなかつたときは、その特許出願は、同項本文に規定する外國語書面及び外國語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

12 前項に規定する期間内に外國語書面(図面を除く。)の第二項に規定する翻訳文の提出がなまつたときは、その特許出願は、同項本文に規定する外國語書面及び外國語要約書面の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。

願をし、若しくは同条A（2）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、その出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するものの謄本若しくはこれらと同様の内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国の政府が発行したもの（電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によつては認識することができない方法をいう。第五項及び第四条第四項において同じ。）により提供されたものを含む。）又はこれらの写し（以下この条において「優先権証明書類等」といふ。）を次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

一 当該最初の出願若しくはパリ条約第四条C（4）の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条A（2）の規定により当該最初の出願と認められた出願の日

二 その特許出願が第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の基礎とした出願の日

三 その特許出願が前項、次条第一項（第四十条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

4 第一項の規定による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第四条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A（2）の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を優先権証明書類等とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、優先権証明書類等の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知つたときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。

5 第一項の規定による優先権の主張をした者が提出しないときは、当該優先権の主張は、その効力を失う。

6 優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的によりパリ条約の同盟国（政府又は工部省）により

業所有権に関する国際機関との間で交換することができる場合として経済産業省令で定める場合において、第一項の規定による優先権の主張をした者が、第二項に規定する期間内に、出願の番号その他の当該事項を交換するために必要な事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、前二項の規定の適用については、第四十三条の規定の適用による場合は、優先権証明書類等を提出したものとみなす。

7 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、優先権証明書類等又は第五項に規定する書面を特許庁長官に提出することがなかつたときは、第一項の規定による優先権の主張をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

8 第六項の規定による通知を受けた者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に優先権証明書類等又は第五項に規定する書面を提出することができないときは、前項の規定にかかわらず、経済産業省令で定める期間内に、その優先権証明書類等又は書面を特許庁長官に提出することができる。

9 第七項又は前項の規定により優先権証明書類等又は第五項に規定する書面の提出があつたときは、第四項の規定は、適用しない。
(パリ条約の例による優先権主張)

第四十三条の二 パリ条約第四条D（1）の規定
により特許出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、同条C（1）に規定する優先期間（以下この項において「優先期間」といふ。）内に優先権の主張を伴う特許出願をすることができなかつた者は、経済産業省令で定める期間内に経済産業省令で定める特許をすべき旨の査定及び第一百六十条第一項に規定する審査に付された特許出願についての特許をすべき旨の査定を除く。の謄本の送達があつた日から三十日以内にするとき。特許出願について優先権を主張することができない。ただし、故意に、優先期間内にその特許出願をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

第四十三条の三 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特

許出願について、これを主張することができ日本国民又はパリ条約の同盟国の国民（世界貿易機関の加盟国）の国民とみなされる者を含む。次項に盟国において同じ。）の規定の適用については、第四十三条の規定の適用による場合は、優先権証明書類等を提出したものとみなす。

2 特許庁長官は、第二項に規定する期間内に優先権証明書類等又は前項に規定する書面の提出がなかつたときは、第一項の規定による優先権の主張をした者に対する主張をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、経済産業省令で定める期間内に限り、優先権証明書類等又は第五項に規定する書面を特許庁長官に提出することがなかつたときは、第一項の規定による通知を受けた者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に優先権証明書類等又は第五項に規定する書面を提出することができないときは、前項の規定にかかわらず、経済産業省令で定める期間内に、その優先権証明書類等又は書面を特許庁長官に提出することができる。

4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類（第四十三条第二項（第四十三条の二のいずれにも該当しない国（日本国民に対し、日本国民と同一の条件により優先権の主張を認めることとしているものであつて、特許庁長官が指定するものに限る。以下この項において「特定国」という。）の国民がその特定国においてした出願に基づく優先権及び日本国民又はパリ条約の同盟国の国民若しくは世界貿易機関の加盟国（世界貿易機関の加盟国）の国民とみなされる者を含む。以下この項において同じ。）及び前条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出された場合には、電磁的方法により提供されたものを含む。）であつて、新たな特許出願について第三十条第三項、第四十一条第四項又は第四十三条第一項及び第二項（これらの規定を第四十三条の二第二項及び前条第三項において準用する場合を含む。）の規定により提出しなければならないものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

5 第一項第二号に規定する三十日の期間は、第四条又は第一百八条第三項の規定により同条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

6 第一項第三号に規定する三月の期間は、第四条の規定により第一百二十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

7 第一項に規定する新たな特許出願をする者がその責めに帰することができない理由により同条第二号又は第三号に規定する期間内にその新たな特許出願をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその新たな特許出願をすることができない。

第四十五条 削除
(出願の変更)
第四十六条 実用新案登録出願人は、その実用新案登録出願を特許出願に変更することができない。

三 その特許出願に係る発明が条約の規定により特許をすることができないものであるとき。

四 その特許出願が第三十六条第四項第一号若しくは第六項又は第三十七条に規定する要件を満たしていないとき。

五 前条の規定による通知をした場合であつて、その特許出願が明細書についての補正又は意見書の提出によつてもなお第三十六条第一項第二号に規定する要件を満たすこととなるとき。

六 その特許出願が外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。

七 その特許出願人がその発明について特許を受ける権利を有していないとき。

(拒絶理由の通知)

第五十条 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えないべきならない。ただし、第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げられる場合(同項第一号に掲げる場合にあっては、拒絶の理由の通知と併せて次条の規定によつて通知をした場合に限る)において、第五十三条の規定による却下の決定をするときは、この限りでない。

(既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知)

第五十条の二 審査官は、前条の規定により特許出願について拒絶をすべき旨の査定をした場合において、拒絶の理由を通知しようとする場合において、当該拒絶の理由が、他の特許出願(当該特許出願と当該他の特許出願の少なくともいづれか一方に第四十四条第二項の規定が適用されたことにより当該特許出願と同時にされたこととなつてゐるものに限る)についての出願において、当該拒絶の理由を通知しようとする場合において、当該特許出願の出願人がその内容を知り得る状態になかつたものを除く。)に規定する通知(当該特許出願についての出願審査の請求前に当該特許出願の出願人がその内容を知り得る状態になかつたものを除く。)に係る拒絶の理由と同一であるときは、その旨を併せて通知しなければならない。

(特許査定)

第五十一条 審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、特許をすべき旨の査定をしなければならない。

(査定の方式)

第五十二条 査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

第五十三条 第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合については、拒絶の理由の通知と併せて第五十条の二の規定による通知をした場合に限る)において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第十七条の二第三項から第六項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

第五十四条 審査において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、査定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

第五十五条から第六十三条まで 削除

(出願公開)

第六十四条 特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものを受け、その特許出願について出願公報をしなければならない。次条第一項に規定する出願公開の請求があつたときも、同様とする。

出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。ただし、第四号から第六号までに掲げる事項については、当該事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるとときは、この限りでない。

特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所に特許出願に係る発明の内容を記載した書面を

二 特許出願の番号及び年月日

三 発明者の氏名及び住所又は居所

四 領書に添付した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容

五 領書に添付した要約書に記載した事項

六 外国語書面出願にあつては、外国語書面及び外国語要約書面に記載した事項

七 出願公開の番号及び年月日

八 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(出願公開の請求)

第六十四条の二 特許出願人は、次に掲げる場合を除き、特許庁長官に、その特許出願について出願公開の請求をすることができる。

一 その特許出願が出願公開されている場合を除き、特許庁長官に、その特許出願について出願公開の請求をすることができる。

二 その特許出願が第四十三条第一項、第四十三条の二第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)又は第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願であつて、第四十三条第二項(第四十三条の二第二項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)又は第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)及び第四十三条第五項(第四十三条の二第二項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)又は第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)に規定する優先権証明書類等及び第四十三条第五項(第四十三条の二第二項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)又は第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)に規定する書面が特許庁長官に提出されていないものである場合

三 その特許出願が外国語書面出願であつて第三十六条の二第二項に規定する外国語書面の翻訳文が特許庁長官に提出されていないものである場合

四 第一項の規定による請求権の行使は、特許権の行使を妨げない。

五 出願公開後に特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第一百二十二条第六項の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき(更に第一百二十二条の二第二項の規定により特許権が初めから存在していたものとみなされたときを除く)、第一百四十四条第二項の取消決定が確定したとき、又は第一百二十五条ただし書の場合は除く)、又は第一百二十四条第二項の取消決定が確定したとき、又は第一百二十五条ただし書の場合は除く)、特許権が初めから存在していただけたときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

六 第一百一条、第一百四条から第一百四条の三まで、第一百五条から第一百五条の二の十二まで、第一百五条の四から第一百五条の七まで及び第一百六十八条第三項から第六項まで並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百十九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、同条第一号中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、「特許の設定の登録の日」と読み替えるものとする。

4 前項の延長登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。

一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許番号

三 第六十七条第二項の延長登録の出願の番号及び年月日

四 延長登録の年月日

五 延長の期間

六 特許出願の番号及び年月日

七 出願審査の請求があつた年月日

第六十七条の四 第四十七条第一項、第五十条、第五十一条及び第三十九条（第七号を除く。）の規定は、第六十七条第二項の延長登録の出願の審査について準用する。（この場合において、第一百三十九条第六号中「不服を申し立てられた」とあるのは、「第六十七条第二項の延長登録の出願があつた特許権に係る特許出願」と読み替えるものとする。）

第六十七条の五 第六十七条第四項の延長登録の出願をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 特許番号

三 延長を求める期間（五年以下の期間に限る。）

四 第六十七条第四項の政令で定める処分の内容

2 前項の願書には、経済産業省令で定めることにより、延長の理由を記載した資料を添付しなければならない。

3 第六十七条第四項の延長登録の出願は、同項の政令で定める処分を受けた日から政令で定める期間内にしなければならない。ただし、同条第一項に規定する存続期間の満了後は、することができない。

4 第六十七条の二第四項から第六項までの規定は、第六十七条第四項の延長登録の出願について準用する。この場合において、第六十七条の二第五項ただし書中「次条第三項」と、同条第六項中「第六十七条の七第三項」とあるのは、「第一項各号」とあるのは、「第六十七条の五第一項各号」と読み替えるものとする。

と見込まれるときは、次に掲げる事項を記載した書面をその日までに特許庁長官に提出しなければならない。

4 前項の延長登録があつたときは、次に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。
一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所
二 指定登録号

て薬を製造する方法の発明に係る特許権の効力は、医師又は歯科医師の処方せんにより調剤する行為及び医師又は歯科医師の処方せんによ

1	と見込まれるときは、次に掲げる事項を記載した書面をその日までに特許庁長官に提出しなければならない。
2	二 特許番号 三 第六十七条第四項の政令で定める处分の前項の規定により提出すべき書面を提出しないときは、第六十七条第一項に規定する存続期間の満了前六月以後に同条第四項の延長登録の出願をすることができない。
3	第一項に規定する書面が提出されたときは、同項各号に掲げる事項を特許公報に掲載しなければならない。
4	第一項の規定により同項に規定する書面を提出する者がその責めに帰することができない理由により同項に規定する日までにその書面を提出することができないときは、同項の規定にかかるわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在例外者にあつては、一月）以内で同項に規定する日の後二月以内にその書面を特許庁長官に提出することができる。
5	第六十七条の七 番査官は、第六十七条第四項の延長登録の出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その出願について拒絶をすべき旨の査定をしなければならない。 一 その特許発明の実施に第六十七条第四項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められないとき。 二 その特許権者はその特許権についての専用実施権若しくは通常実施権を有する者が第六十七条第四項の政令で定める処分を受けていないとき。 三 その延長を求める期間がその特許発明の実施をすることができないなかつた期間を超えてい るとき。 四 その出願をした者が当該特許権者でないとき。 五 その出願が第六十七条の五第四項において準用する第六十七条の二第四項に規定する要件を満たしていないとき。 審査官は、第六十七条第四項の延長登録の出願について拒絶の理由を発見しないときは、延長登録をすべき旨の査定をしなければならない。 前項の査定があつたときは、延長登録をす
6	三 第六十七条第四項の延長登録の出願の番号及び年月日 四 延長登録の年月日 五 延長の期間 六 第六十七条第四項の政令で定める处分の内容 内 容
7	第六十七条の八 第六十七条の四前段の規定は、第六十七条第四項の延長登録の出願の審査について準用する。この場合において、第六十七条の四前段中「第七号」とあるのは、「第六号及び第七号」と読み替えるものとする。 （特許権の効力） 第六十八条 特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。ただし、その特許権について専用実施権を設定したときは、専用実施権者がその特許発明の実施をする権利を専有する範囲については、この限りでない。 (第六十七条第四項の規定により存続期間が延長された場合の特許権の効力)
8	第六十八条の一 第六十七条第四項の規定により同条第一項に規定する存続期間が延長された場合（第六十七条の五第四項において準用する第六十七条の二第五項本文の規定により延長されたものとみなされた場合を含む。）の当該特許権の効力は、その延長登録の理由となつた第六十七条第四項の政令で定める処分の対象となつた物（その処分においてその物の使用される特定の用途が定められている場合にあつては、当該用途に使用されるその物）についての当該特許発明の実施以外の行為には、及ばない。 （特許権の効力が及ばない範囲） 第六十九条 特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。 二 特許権の効力は、次に掲げる物には、及ばない。 一 単に日本国内を通過するに過ぎない船舶若しくは航空機又はこれらに使用する機械、器具、装置その他の物 二 二以上の医薬（人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物をいう。以下この項において同じ。）を混合することにより製造されるべき医薬の発明又は二以上の医薬を混合さ

(特許発明の技術的範囲)
第七十一条 特許発明の技術的範囲は、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に基づいて定めなければならない。
前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとする。
前二項の場合においては、願書に添付した要約書の記載を考慮してはならない。
第七十二条 特許発明の技術的範囲については、特許庁に対し、判定を求めることができる。
特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、三名の審判官を指定して、その判定をさせなければならない。
五百三十三条第一項及び第二項、五百三十四条第一項、第三項及び第四項、五百三十五条、五百三十六条第一項及び第二項、五百三十七条第二項、五百三十八条、五百三十九条（第六号及び第七号を除く。）、五百四十条から五百四十四条まで、五百四十五条の二第一項及び第三項から第五項まで、五百四十五条第二項から第八項まで、五百四十六条、五百四十七条第一項、五百四十六条第一項及び第三項（民事訴訟法第一百六十条の二第一項の規定の準用に係る部分に限る。）五百五十五条第一項から第五项まで、五百五十五条第一項、五百五十五条第二項及び第五项（民事訴訟法第一百六十九条第三項、第四項及び第六項の規定は、第一項の判定について準用する。この場合において、五百三十五条中「審決」とあるのは「決定」と、五百四十五条第二項中「前項に規定する審判以外の審判」とあるのは「判定の審理」と、同条第六項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき」とあるのは「審判長が必要があると認めると」と、五百五十二条第一項中「五百四十七条」とあるのは「五百四十七条第一項、第二項及び第三項（民事訴訟法第一百六十条の二第一項の規定の準用に係る部分に限る。）」と、五百五十五条第一項中「審決が確定するまで」とある

きは、通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。
(裁定の方式)

第八十六条 第八十三条第二項の裁定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

2 通常実施権を設定すべき旨の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 通常実施権を設定すべき範囲
二 対価の額並びにその支払の方法及び時期
(裁定の賛本の送達)

第八十七条 特許庁長官は、第八十三条第二項の裁定をしたときは、裁定の賛本を当事者、当事者以外の者であつてその特許に関し登録した権利を有するもの及び第八十四条の二の規定により意見を述べた通常実施権者に送達しなければならない。

2 当事者に対し前項の規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定の賛本の送達があつたときは、裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。
(対価の供託)

第八十八条 第八十六条第二項第二号の対価を支払うべき者は、次に掲げる場合は、その対価を供託しなければならない。

一 対価の弁済の提供をした場合において、その対価を受けるべき者がその受領を拒んだとき。

二 その対価を受けるべき者がこれを受領することができないとき。

三 その対価について第八百八十三条第一項の訴えの提起があつたとき。

四 当該特許権又は専用実施権を目的とする質権が設定されているとき。ただし、質権者の承諾を得たときは、この限りでない。
(裁定の失效)

第八十九条 通常実施権の設定を受けようとする者が第八十三条第二項の裁定で定める支払の時期までに対価(対価を定期に又は分割して支払うべきときは、その最初に支払うべき分)の支払又は供託をしないときは、通常実施権を設定すべき旨の裁定は、その効力を失う。
(裁定の取消し)

第九十条 特許庁長官は、第八十三条第二項の規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定をした後に、裁定の理由の消滅その他の事由により当該裁定を維持することが適当でなくなつたと

き、又は通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしないときは、利害関係人の請求により又は職権で、裁定を取り消すことができる。

2 第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項、第八十六条第一項及び第八十七条第一項の規定は前項の規定による裁定の取消しに、第八十五条第二項の規定は通常実施権の設定を受けた者が適当にその特許発明の実施をしない場合の前項の規定による裁定の取消しに準用する。

第九十一条 前条第一項の規定による裁定の取消しがあつたときは、通常実施権は、その後消滅する。(裁定についての不服の理由の制限)

第九十二条の二 第八十三条第二項の規定による審査請求においては、その裁定で定める対価についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。

第九十三条 特許発明の実施が公共の利益のために必要であるときは、その特許発明の実施をしようとする者は、特許権者又は専用実施権者に対し通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 前項の協議が成立せず、又は協議をすることによるときは、その特許発明の実施をしようとするときは、経済産業大臣の裁定を請求することができる。

3 第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十三条の二までの規定は、前項の裁定に準用する。

第九十四条 通常実施権は、第八十三条第二項、第九十三条第三項若しくは第四項若しくは前条第二項、実用新案法第二十二条第三項又は意匠法第三十三条第三項の裁定による通常実施権を除き、実施の事業とともににする場合、特許権者又は実用新案権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾を受け、通常実施権をしようとする特許発明の範囲内において、通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

2 第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。

3 第二項の協議が成立せず、又は協議をすることができない場合において、前項の裁定の請求があつたときは、第七十二条の他人は、第七項において準用する第八十四条の規定によりその者が答弁書を提出すべき期間として特許庁長官が指定した期間内に限り、特許庁長官の裁定を

5 特許庁長官は、第三項又は前項の場合において、当該通常実施権を設定することが第七十二

条の他人又は特許権者若しくは専用実施権者の利益を不当に害することとなるときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

4 第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項、第八十六条第一項及び第八十七条第一項の規定は前項の規定による通常実施権の設定による通常実施権を設定すべき旨の裁定を定めることができない。

第九十五条 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的として質権を設定したときは、質権者には、契約で別段の定をした場合を除き、当該特許権又は意匠権に従つて移転し、その特許権、実用新案権又は意匠権が消滅したときは消滅する。

5 第九十二条第四項の裁定による通常実施権は、その通常実施権者の当該特許権、実用新案権又は意匠権に従つて移転し、その特許権、実用新案権又は意匠権が実施の事業と分離して移転したとき、又は消滅したときは消滅する。

6 特許庁長官は、前項に規定する場合のほか、第四項の場合において、第三項の裁定の請求について通常実施権を設定すべき旨の裁定をしないたときは、当該通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができない。

第九十六条 特許権、専用実施権又は通常実施権を目的とする質権は、特許権、専用実施権若しくは通常実施権の対価又は特許発明の実施に対する特許権者若しくは専用実施権者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行うことができる。ただし、その払渡又は引渡前に差押をしなければならない。

7 第八十四条、第八十四条の二、第八十五条第一項及び第八十六条から第九十三条の二までの規定は、前項の裁定に準用する。

第九十七条 特許権者は、専用実施権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許権を放棄することができる。

2 専用実施権者は、質権者又は第七十七条第四項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その専用実施権を放棄することができる。

3 通常実施権者は、質権者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その通常実施権を放棄することができる。

(登録の効果)

第九十八条 次に掲げる事項は、登録しなければ、その効力を生じない。

1 特許権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く)、信託による変更、放棄によ

る消滅又は処分の制限

2 専用実施権の設定、移転(相続その他の一

般承継によるものを除く)、変更、消滅(混

同又は特許権の消滅によるものを除く)又

は処分の制限

3 特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転(相続その他の一般承継によるも

2 いてその提出を拒むことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

くは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類又は電磁的記録の開示を求めることができない。

裁判所は、前項の場合において、第一項本文

の申立てに係る書類若しくは電磁的記録が同項本文の書類若しくは電磁的記録に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類又は電磁的記録を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（法人

ある場合にあつては、その代表者)又は当事者の代理人(訴訟代理人及び補佐人を除く)、使用者その他の従業者をいう。(以下同じ。)、訴訟代理人又は補佐人に對し、當該書類又は當該電磁的記録を開示することができる。

の書類又は電磁的記録を表示して専門的な知識に基づく説明を聽くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、専門委員（民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員）を以て、同様の手続をうながす。専門委員は、専門知識をもつた者で、専門委員としての資格を有する者である。専門委員は、専門知識をもつた者で、専門委員としての資格を有する者である。

前各項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

(査証人に付する査証の命令) 第百五条の二 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、立証されるべき事実の有無を判断するため、相手方が所持し、又は管理する書類又は装置その他の物(以下「書類等」という。)に

について、確認、作動、計測、実験その他の措置をとることによる証拠の収集が必要であると認められる場合において、特許権又は専用実施権を相手方が侵害したことを疑うに足りる相当な理由があると認められ、かつ、申立人が自ら又は他の手段によつては、当該証拠の収集を行う

ことができないと見込まれるときは、相手方の意見を聴いて、査証人に対し、査証を命ぜることができる。ただし、当該証拠の収集に要すべ

は受託裁判官」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。

き時間又は査証を受けるべき当事者の負担が不
相当なものとなることその他の事情により、相
当ないと認めるときは、この限りでない。
査証の申立ては、次に掲げる事項を記載した
書面でしなければならない。

一 特許権又は専用実施権を相手方が侵害した
ことを疑うに足りる相当な理由があると認め
られるべき事由

二 査証の対象とすべき書類等を特定するに足

三 立証されるべき事実及びこれと査証により
りる事項及び書類等の所在地
四 得られる証拠との関係
四 申立人が自ら又は他の手段によつては、前
号に規定する証拠の収集を行うことができな
い理由

五 第百五条の二の四第二項の裁判所の許可を受けようとする場合にあっては、当該許可に係る措置及びその必要性
裁判所は、第一項の規定による命令をした後において、同項ただし書に規定する事情により査証をすることが相当でないと認められるに至

つたときは、その命令を取り消すことができる。
査証の命令の申立てについての決定に対しても、即時抗告をすることができる。
(査証人の指定等)

査証人は、裁判所が指定する。訴訟の外で、
裁判所は、円滑に査証をするために必要と認められるときは、当事者の申立てにより、執行官に対し、査証人が査証をする際に際して必要な援助をすることを命ぜることができる。

(忌避) 百五条の二の三 査証人について誠実に査証をすることを妨げるべき事情があるときは、当事者は、その査証人が査証をする前に、これを忌避することができる。査証人が査証をした場合であつても、その後に、忌避の原因が生じ、又

は当事者がその原因があることを知つたときは、同様とする。

3 裁判所は、前項の規定による申立てがあつた場合において、正当な理由があると認めるときは、決定で、査証報告書の全部又は一部を申立

人には開示しないこととすることができる。
4 裁判所は、前項に規定する正当な理由があるかどうかについて査証報告書の全部又は一部を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人、補佐人又は専門委員に対し、査証報告書の全部又は一部を開示することができる。ただし、当事者等又は補佐人又は専門委員に対し、査証報告書の全部又は一部を開示するときは、あらかじめ査証を

5 受けた当事者の同意を得なければならぬ。第二項の規定による申立てを却下する決定及び第三項の査証報告書の全部又は一部を開示しないこととする決定に対しても、即時抗告をすることができる。

第一百五条の二の七 申立人及び査証を受けた当事者は、前条第二項に規定する期間内に査証を受けた当事者の申立てがなかつたとき、又は同項の規定による申立てについての裁判が確定したときは、裁判所書記官に対し、同条第三項の規定により全部を開示しないこととされた場合を除く。

除き、査証報告書（同項の規定により一部を開示しないこととされた場合にあつては、当該一部の記載を除く。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

前記に規定する場合に假りて、その結果出された査証報告書の閲覧若しくは抄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製を求めることができない。

用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは、「特許法第百五條の二の七第一項」と、「当事者又は利害関係を疎明した第三者」とあるのは、「申立人又は査証を受けた当事者」と読み替えるものとする。

第二百五条の二の八 査証人又は査証人であつた者が査証に関して知得した秘密に関する事項について証人として尋問を受ける場合には、その証言を拒むことができる。
2 民事訴訟法第二百九十七条第一項の規定は、前項の場合に準用する。

(査証人の旅費等)

第一百五条の二の九 査証人に関する旅費、日当及び宿泊料並びに査証料及び査証に必要な費用については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)中これらに関する規定の例による。

(最高裁判所規則への委任)

第一百五条の二の十 この法律に定めるもののほか、第百五条の二から前条までの規定の実施に

関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(第三者の意見)

第一百五条の二の十一 民事訴訟法第六条第一項各号に定める裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟の第一審において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、その者の選択により書面又は電磁的方法(民事訴訟法第三十二条の二第一項に規定する電磁的方法をいう。以下この条において同じ。)のいずれかにより意見を提出することを求めることができ

る。

2 民事訴訟法第六条第一項各号に定める裁判所

が第一審としてした特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟についての終局判決に対する控訴

が提起された東京高等裁判所は、当該控訴に係る訴訟において、当事者の申立てにより、必要があると認めるときは、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、その者の選択により書面又は電磁的方法のいずれかにより意見を提出するこ

とを求めることができる。

当事者は、裁判所書記官に対し、前二項の規定

によつて提出された書面の閲覧若しくは謄写若しくはその正本、謄本若しくは抄本の交付又はこれらの規定により電磁的方法によつて提出された意見に係る電磁的記録の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供を請求するこ

とができる。

4 民事訴訟法第九十一条第五項(同法第九十一条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定は、第一項及び第二項の規定により提出された書面の閲覧及び謄写並びにこれらの規定

により電磁的方法によつて提出された意見に係る電磁的記録の閲覧及び複写について準用する。

5 第一百五条の二の十二 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の行為による損害の計算をするため必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、鑑定人に對し、当該鑑定をす

(損害計算のための鑑定)

るため必要な事項について説明しなければなら

(相当な損害額の認定)

第一百五条の三 特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、損害が生じたことが認められる場合において、損害額を立証するために必要な事実を立証することが当該事実の性質上極めて困難であるときは、裁判所は、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、相当な損害額を認定することができる。

(秘密保持命令)

第一百五条の四 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、その当事者が保有する営業秘密(不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。)について、次に掲げる事由のいずれにも該当することにつき陳明があつた場合には、当事者の申立てにより、決定で、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に對し、当該

装置を含む)に備えられたファイルに記録されたものに限る。)をいう。次項及び次条第二項において同じ。)を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に

対する電子決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

5 秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対し

(秘密保持命令の取消し)

第一百五条の五 秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所(訴訟記録の存する裁判所がない場合は秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所)にあつては、秘密保持命令を発した裁判所)に

あつては、その請求の手続を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手続を行つた者に同

項の請求があつた日から二週間を経過する日まで

の間(その請求の手続を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手続を行つた者に同

項の請求があつた日から二週間を経過する日まで

の間(その請求の手続を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手続を行つた者に同

項の請求があつた日から二週間を経過する日まで

の間(その請求の手續を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手續を行つた者に同

項の請求があつた日から二週間を経過する日まで

の間(その請求の手續を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手續を行つた者に同

項の請求があつた日から二週間を経過する日まで

の間(その請求の手續を行つた者に対する秘密保持命令の申立てがその日までにされた場合にあつては、その申立てについての裁判が確定するまでの間)、その請求の手續を行つた者に同

査証報告書の全部若しくは一部又は第百五条の七第四項の規定により開示された書面若しくは電磁的記録を含む。)の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

前号の営業秘密が当該訴訟の進行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密が開示されることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

前項の規定による命令(以下「秘密保持命令」といいう。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者

二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

3 秘密保持命令が発せられた場合には、その電子決定書(民事訴訟法第二百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録(同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む)に備えられたファイルに記録されたものに限る。)をいう。次項及び次条第二項において同じ。)を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

4 秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に装置を含む)に備えられたファイルに記録されたものに限る。)をいう。次項及び次条第二項において同じ。)を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

5 裁判所は、秘密保持命令を受けた者に装置を含む)に備えられたファイルに記録されたものに限る。)をいう。次項及び次条第二項において同じ。)を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

6 秘密保持命令が取り消された訴訟(すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧

7 裁判所は、秘密保持命令を通知しなければならない。

(訴訟記録の開覧等の請求の通知等)

第一百五条の六 秘密保持命令が発せられた訴訟(すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。)に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、裁判所は、秘密保持命令を取扱う

裁判所は、秘密保持命令を取扱う

4 秘密保持命令を取り消す裁判は、確定しなければその効力を生じない。

5 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令の取消しの申立てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

6 裁判所は、秘密保持命令を取り消す裁判をした場合において、秘密保持命令が取扱う

かつ、当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによつては当該事項を判断の基礎とすべき特許権又は専用実施権の侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるときは決定で、当該事項の尋問を公開しないで行うことができる。

2 裁判所は、前項の決定をするに當たつては、あらかじめ、当事者等の意見を聽かなければならぬ。

3 裁判所は、前項の場合において、必要があると認めるときは、当事者等にその陳述すべき事項の要領を記載した書面又はこれに記載すべき事項を記録した電磁的記録の提示をさせることができ。この場合においては、何人も、その提示された書面又は電磁的記録の開示を求めることができない。

4 裁判所は、前項後段の書面又は電磁的記録を開示してその意見を聽くことが必要であると認めるときは、当事者等、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書面又は当該電磁的記録を開示することができる。

5 裁判所は、第一項の規定により当該事項の尋問を公開しないで行うときは、公衆を退廷させる前に、その旨を理由とともに言い渡さなければならない。当該事項の尋問が終了したときは、再び公衆を入廷させなければならない。

(信用回復の措置)

3 第一項の特許料は、特許権が国又は第百九条の規定による特許料の軽減若しくは免除（以下の規定において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかわらず、國以外の各共有者ごとに同項に規定する特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、國以外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した特許料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てられる。

5 第一項の特許料の納付は、經濟産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、經濟産業省令で定める場合には、經濟産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

（特許料の納付期限）

6 第百八条 前条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料は、特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

7 前条第一項の規定による第四年以後の各年分の特許料は、前年以前に納付しなければならない。ただし、特許権の存続期間の延長登録をするべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日（以下この項において「謄本送達日」という。）がその延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了日の属する年の末日から起算して前三十日目に当たる日以後であるときは、その年の次の年から謄本送達日の属する年（謄本送達日から謄本送達日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、謄本送達日の属する年の次の年）までの各年分の特許料は、謄本送達日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

8 特許庁長官は、特許料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。

9 特許料を納付する者がその責めに帰することができない理由により第一項に規定する期間（前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間）内にその特許料を納付することができないときは、第一項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在例外

(特許料の減免又は猶予)
者にあつては、(一月)以内でその期間の経過後六月以内にその特許料を納付することができ
る。

第二百九条 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第百七条第一項の規定により納付すべき特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

第二百九条の二 特許庁長官は、特許権の登録を受ける者又は特許権者であつて、中小企業者、試験研究機関等の他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第七条第一項の規定により納付すべき特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

前項の「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種(次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業(第五号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定

六 企業組合
協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、その政令で定めるもの

九 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人（小売業を中心とする事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のもの

第一項の「試験研究機関等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（次号において「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に從事する者、同条に規定する高等専門学校（同号及び第四号において「高等専門学校」という。）の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に從事する者又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（次号において「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に從事する者

二 大学若しくは高等専門学校を設置する者は大学共同利用機関法人

三 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第五条第二項に規定する承認事業者

四 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）であつて、試験研究に関する業務を行うもの（次号において「試験研究独立行政法人」という。）のうち高等学校を設置する者以外のものとして政令で定めるもの

五 試験研究独立行政法人であつて政令で定めるもの（以下この号において「特定試験研究独立行政法人」という。）

一 特許異議申立人及び代理人の氏名又は名称 及び住所又は居所	前項の規定により提出した特許異議申立書の補正是、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、第百十三条に規定する期間が経過する時又は第百二十条の五第一項の規定による通知がある時のいずれか早い時までにした前項第三号に掲げる事項についてする補正是、この限りでない。
二 特許異議の申立てに係る特許の表示	前項の規定により提出した特許異議申立書の申立てに係る特許の表示
三 特許異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示	前項の規定により提出した特許異議申立書の申立てに係る特許の表示
四 証拠調べ及び証拠保全	前項の規定により提出した特許異議申立書の申立てに係る特許の表示
第五 特許異議申立事件の番号	前項の規定により提出した特許異議申立書の申立てに係る特許の表示

（職権による審理）	（職権による審理）
第一百二十条の二 特許異議の申立てについての審理においては、特許権者、特許異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することはできる。	第一百二十条の二 特許異議の申立てについての審理においては、特許権者、特許異議申立人又は参加人が申し立てない理由についても、審理することはできる。
3 審判長は、特許異議申立書副本を特許権者に送付しなければならない。	3 審判長は、特許異議申立書副本を特許権者に送付しなければならない。
4 第百二十三条第四項の規定は、特許異議の申立てがあつた場合に準用する。	4 第百二十三条第四項の規定は、特許異議の申立てがあつた場合に準用する。
（審判官の指定等）	（審判官の指定等）

第一百三十六条第二項及び第一百三十七条第一項の規定により審理を併合したときは、更にその審理の分離をができる。（申立ての取下げ）	第一百三十一条の四 特許異議の申立てでは、次条第一項の規定による通知があつた後は、取り下げることができる。（意見書の提出等）
2 第百三十六条の二第三項から第五項までの規定は、前項の審理書記官に準用する。（審理の方式等）	2 第百三十六条の二第三項から第五項までの規定は、前項の審理書記官を指定しなければならない。
3 第百三十八条 特許異議の申立てについての審理は、書面審理による。	3 第百三十八条 特許異議の申立てについての審理は、書面審理による。
2 共有に係る特許権の特許権者の一人について、特許異議の申立てについての審理及び決定の手続の中止又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、共有者全員についてその効力を生ずる。（参加）	2 共有に係る特許権の特許権者の一人について、特許異議の申立てについての審理及び決定の手続の中止又は中止の原因があるときは、その効力を生ずる。（参加）
（参考）	（参考）

第一百十九条 特許権についての権利を有する者は、他の特許権に關し利害關係を有する者は、特許異議の申立てについての決定があるまでは、特許権者を補助するため、その審理に参加することができる。（証拠調べ及び証拠保全）	2 第百三十九条 第四項及び第五項並びに第一百四十九条の規定は、前項の規定による参加人に準用する。
2 第百四十八条第四項及び第五項並びに第一百四十九条の規定は、前項の規定による参加人に準用する。（決定の方式）	2 第百三十九条 第四項及び第五項並びに第一百四十九条の規定は、前項の規定による参加人に準用する。（決定の方式）
（第六章 審判）	（第六章 審判）
三 明瞭でない記載の訂正	三 明瞭でない記載の訂正
四 他の請求項の記載を利用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を利用しないものとすること。	4 前項の場合において、当該請求項の中に同一の請求項の記載を利用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を利用しないものとすること。
（拒絶査定不不服審判）	（拒絶査定不不服審判）
第五 百二十二条 第二項の規定により提出した特許異議申立書の申立てに係る特許の表示は、その査定に不服があるときは、その査定の賛成の送達があつた日から三月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。	5 求項（以下「一群の請求項」という。）があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。
第六 百二十二条 第二項の規定により提出した特許異議申立書の申立てに係る特許の表示は、その査定に不服があるときは、その査定の賛成の送達があつた日から三月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。	6 審判長は、第二項の規定により通知した特許の取消しの理由を記載した書面並びに訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の副本を特許異議申立人に送付し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。ただし、特許異議申立人から意見書の提出を希望しない旨の申出があるとき、又は特許異議申立人に意見書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。
第七 百二十二条 第二項の規定により提出した特許異議申立書の申立てに係る特許の表示は、その査定に不服があるときは、その査定の賛成の送達があつた日から三月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。（決定の確定範囲）	7 審判長は、第二項の規定により提出した特許異議申立書の申立てに係る特許の表示は、その査定に不服があるときは、その査定の賛成の送達があつた日から三月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。（決定の確定範囲）
第八 百二十二条 第二項の規定により提出した特許異議申立書の申立てに係る特許の表示は、その査定に不服があるときは、その査定の賛成の送達があつた日から三月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。（決定の確定範囲）	8 審判長は、第二項の規定により提出した特許異議申立書の申立てに係る特許の表示は、その査定に不服があるときは、その査定の賛成の送達があつた日から三月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。（決定の確定範囲）
第九 百二十二条 第二項の規定により提出した特許異議申立書の申立てに係る特許の表示は、その査定に不服があるときは、その査定の賛成の送達があつた日から三月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。（決定の確定範囲）	9 審判長は、第二項の規定により提出した特許異議申立書の申立てに係る特許の表示は、その査定に不服があるときは、その査定の賛成の送達があつた日から三月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。（決定の確定範囲）

(特許無効審判)
第一百二十三条 特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 その特許が第十七条の二第三項に規定する要件を満たしていない補正をした特許出願(外国語書面出願を除く)に対してされたとき。

二 その特許が第二十五条、第二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第三十八条又は第十九条の二、第三十二条、第三十八条の規定に違反してされたとき(その特許が第三十八条の規定に違反してされたとき)。

三 その特許が条約に違反してされたとき。

四 その特許が第三十六条第四項第一号又は第六項(第四号を除く)に規定する要件を満たしていない特許出願に対してされたとき。

五 外国語書面出願に係る特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。

六 その特許がその発明について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対しても満たしていない特許出願に対してされたとき(第七十四条第一項の規定による請求に基づき、その特許が条約に違反することとなつたときを除く)。

七 特許がされた後において、その特許権者が第十五条の規定により特許権を享有することができない者になつたとき、又はその特許があつたときを除く)。

八 その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正が第二十六条第一項ただし書若しくは第五項から第七項までの規定において準用する場合を含む)、第二十九条の五第九項又は第三十四条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。

九 特許無効審判は、利害関係人(前項第二号(特許が第三十八条の規定に違反してされたとき)又は同項第六号に該当することを理由として特許無効審判を請求する場合にあつたとき)。

ては、特許を受ける権利を有する者)に限り請求することができる。

3 特許無効審判は、特許権の消滅後において特許無効審判を請求することができる。も、請求することができる。

4 審判長は、特許無効審判の請求があつたときは、その旨を当該特許権についての専用実施権者その他その特許に関する登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第一百二十四条 削除
第一百二十五条 特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、特許が第二百二十三条第一項第七号に該当する場合において、その特許を無効にすべき旨の審決が確定したときは、特許権は、その特許が同号に該当するに至った時から存在しなかつたものとみなす。

(延長登録無効審判)

第一百五十五条 第六十七条の三第三項の延長登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判を請求することができる。

一 その延長登録が基準日以後にされていない場合の出願に対してされたとき。

二 その延長登録により延長された期間がその特許権の存続期間に係る延長可能期間を超えているとき。

三 その延長登録が当該特許権者でない者の出願に対しても満たしていない出願に対しても満たしていないとき。

四 その延長登録が第六十七条の二第四項に規定する要件を満たしていない出願に対しても満たしていないとき。

五 その延長登録により延長された期間がその特許権の存続期間に係る延長可能期間を超えているとき。

六 その延長登録が当該特許権者でない者の出願に対しても満たしていない出願に対しても満たしていないとき。

七 その延長登録が第六十七条の二第四項に規定する要件を満たしていない出願に対しても満たしていないとき。

八 その延長登録が第六十七条の二第四項に規定する要件を満たしていない出願に対しても満たしていないとき。

期間の延長に係る当該延長の期間又は同項ただし書の規定により延長がされなかつたもののみなされた期間内にされた第六十七条第四項の延長登録の出願が特許庁に係属しているときは、当該出願は、取り下げられたものとみなす。

4 第四項本文の規定により初めからされなかつたものとみなされた延長登録による特許権の存続期間の延長に係る当該延長の期間又は同項ただし書の規定により延長がされなかつたものとみなされた期間内にされた第六十七条第四項の延長登録の出願が特許庁に係属しているときは、当該延長登録がされたときは、当該延長登録により延長がされなかつたものとみなす。

5 第四項本文の規定により初めからされなかつたものとみなされた延長登録による特許権の存続期間の延長に係る当該延長の期間又は同項ただし書の規定により延長がされなかつたものとみなされた期間内にされた第六十七条第四項の延長登録の出願が特許庁に係属しているときは、当該延長登録がされたときは、当該延長登録により延長がされなかつたものとみなす。

(訂正審判)
第一百一十六条 特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる。ただし、その訂正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 特許請求の範囲の減縮
二 誤記又は誤訳の訂正
三 明瞭でない記載の説明
四 他の請求項の記載を引用しないものとすること。

5 第一百一十七条の三第三項の延長登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判を請求することができる。

6 第一百一十七条の三第三項の延長登録が第六十七条第四項の政令で定める処分を受けることが必要であつたとは認められない場合の出願に対しても満たしていないとき。

7 第一百一十七条の三第三項の延長登録が第六十七条第四項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対しても満たしていないとき。

8 第一百一十七条の三第三項の延長登録が第六十七条第四項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対しても満たしていないとき。

9 第一百一十七条の三第三項の延長登録が第六十七条第四項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対しても満たしていないとき。

10 第一百一十七条の三第三項の延長登録が第六十七条第四項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対しても満たしていないとき。

11 第一百一十七条の三第三項の延長登録が第六十七条第四項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対しても満たしていないとき。

12 第一百一十七条の三第三項の延長登録が第六十七条第四項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対しても満たしていないとき。

13 第一百一十七条の三第三項の延長登録が第六十七条第四項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対しても満たしていないとき。

14 第一百一十七条の三第三項の延長登録が第六十七条第四項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対しても満たしていないとき。

15 第一百一十七条の三第三項の延長登録が第六十七条第四項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対しても満たしていないとき。

16 第一百一十七条の三第三項の延長登録が第六十七条第四項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対しても満たしていないとき。

17 第一百一十七条の三第三項の延長登録が第六十七条第四項の政令で定める処分を受けていない場合の出願に対しても満たしていないとき。

8 訂正審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。ただし、特許が取消決定

第一百二十七条 特許権者は、専用実施権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、訂正審判を請求することができる。
第一百二十八条 願書に添付した明細書、特許請求の範囲並に図面に付する記載の各項を修正するための訂正審判を請求する場合は、前項の規定による。

の範囲又は図面の訂正をすへき旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書、特許

請求の範囲又は図面により特許出願、出願公開、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなす。

第一百二十九条及び第一百三十条
(審判請求の方式) 削除

第一百三十二条 審判を請求する者は、次に掲げる

事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しな

一 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所

当事者及び代理人の氏名又は名稱及び住所
又は居所

二 審判事件の表示

三 請求の趣旨及びその理由

2 特許無効審査を請求する場合には前項第三号に掲げる請求の理由は、特許を無効にする

根拠となる事実を具体的に特定し、かつ、立証

を要する事実^アとに証拠との関係を記載したものがなければなりません。

のでなければならぬ
訂正審判を請求する場合における第一項第三

号に掲げる請求の趣旨及びその理由は、経済産

業省令で定めるところにより記載したものでなければならぬ。

4 けれはならない
訂正審判を請求するときは、請求書に訂正し

た明細書、特許請求の範囲又は図面を添付しな

ければならない。
（新刊）

第百三十一條の一 前条第一項の規定により提出（審判請求書の補正）

した請求書の補正は、その要旨を変更するもの

であつてはならない。ただし、当該補正が次の
トキのいぢりに該当する時は、その規則

各号のいすれかに該当するときはこの限りで

特許無効審判以外の審判を請求する場合に

における前条第一項第三号に掲げる請求の理由

二 次項の規定による審判長の許可があつたものについてされるとき。

のであるとき。

三 第百三十三条第一項（第二百二十条の五第九項）

項及び第一百三十四条の一第九項において準用

する場合を含む。)の規定により、当該請求書について補正をすべきことを命じられた場合において、当該命じられた事項についてさせられるとき。

2 審判長は、特許無効審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由の補正がその要旨を変更するものである場合において、当該補正是審理を不当に遅延させるおそれがないことが明らかなものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、決定をもつて、当該補正を許可することができる。

一 前号に掲げるもののほか当該補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載しなかつたことにつき合理的な理由があり、被請求人が当該補正に同意したこと。

二 前項の補正の許可是、その補正に係る手続補正書が第百三十四条第一項の規定による請求書の副本の送達の前に提出されたときは、これをすることができない。

3 第二項の決定又はその不作為に対しては、不服を申し立てることができない。

(共同審判)

4 第百三十二条 同一の特許権について特許無効審判又は延長登録無効審判を請求する者が二人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる。

2 共有に係る特許権について特許権者に対し審判を請求するときは、共有者の全員を被請求人として請求しなければならない。

3 特許権又は特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない。

4 第一項若しくは前項の規定により審判を請求した者は又は第二項の規定により審判を請求された者の一人について、審判手続の中止又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。
(方式に違反した場合の決定による却下)

五百三十三条 審判長は、請求書が第百三十一條の規定に違反しているときは、請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。

審判長は、前項に規定する場合を除き、審判事件に係る手続について、次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、その補正をすべきことを命ずることができる。

一 手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。

二 手続がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

三 手続について第一百九十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料を納付しないとき。

審判長は、前二項の規定により、審判事件に係る手続について、その補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又はその補正が第百三十一条の二第一項の規定に違反するときは、決定をもつてその手続を却下することができる。

前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

(不適法な手続の却下)

第一百三十三条の二 審判長は、審判事件に係る手続(審判の請求を除く。)において、不適法な手続であつてその補正をすることができないものについては、決定をもつてその手続を却下することができる。

前項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明書を提出する機会を与えるなければならない。

第一項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

(答弁書の提出等)

第一百三十四条 審判長は、審判の請求があつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えないなければならない。

審判長は、第一百三十一条の二第二項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えるなければならない。ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

審尋することができる。
(特許無効審判における訂正の請求)
第一百三十四条の二 特許無効審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条、第一百五十三條第二項又は第一百六十四条の二第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。
一 特許請求の範囲の減縮
二 誤記又は誤訳の訂正
三 明瞭でない記載の釈明
四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。
二以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合には、請求項ごとに前項の訂正の請求をすることができる。ただし、特許無効審判が請求項ごとに請求された場合にあつては、請求項ごとに同項の訂正の請求をしなければならない。
三 前項の場合において、当該請求項の中に一群の請求項があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。
四 審判長は、第一項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならない。
五 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第九項において読み替えて準用する第二百二十六条第五項から第七項までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えるなければならない。
六 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。
七 第一項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の五第二項の補正をすることができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事ができる期間内に限り、取り下げる。

二
三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号、第三号又は第四号」と、「補正が」とあるのは「補正（同項第二号又は第三号に掲げる場合にあっては、拒绝査定不服審判の請求前にしたもの）を除く。」が」と読み替えるものとする。第五十条及び第五十条の二の規定は、拒絶査

併せて次条の規定による通知をした場合は、附
る。」とあるのは、「第十七条の二第一項第一
号（拒絶の理由の通知と併せて次条の規定によ
る通知をした場合に限るものとし、拒絶査定不
服審判の請求前に補正をしたときを除く。）、第
三号（拒絶査定不服審判の請求前に補正をした

3 ときを除く。) 又は第四号に掲げる場合」と読
み替えるものとする。

あるとする場合における当該審査について適用する。
第百六十条 拒絶査定不服審判において査定を取り消すときは、さらに審査に付すべき旨の審決をすることができる。
前項の審決があつた場合における判断は、そ

の事件について審査官を拘束する。
第一項の審決をするときは、前条第三項の規定は、適用しない。

第百六十二条 特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求があつた場合において、その請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正が決定不服審判には、適用しない。

あつたときは、審査官にその請求を審査させなければならない。

十四条の規定は、前条の規定による審査に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは、「第十七条の二第二項第一号、第三号又

は第四号」と、「補正が」とあるのは「補正による審査において審判の請求に係る査定の理由と異なる拒絶の理由を発見した場合に准用する。この場合において、第五十条ただし書の中「第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合（同項第一号に掲げる場合にあっては、拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限る。）」とあるのは、「第十七条の二第一項第一号（拒絶の理由の通知と併せて次条の規定による通知をした場合に限るものとし、拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）」、第三号（拒絶査定不服審判の請求前に補正をしたときを除く。）又は第四号に掲げる場合」と読み替えるものとする。

第五十一条及び第五十二条の規定は、前条の規定による審査において審判の請求を理由があるときは、審判の請求に係る拒絶をすべき旨の査定を取り消さなければならない。

審査官は、前項に規定する場合を除き、前条第一項において準用する第五十三条第一項の規定による却下の決定をしてはならない。

審査官は、第一項に規定する場合を除き、当該審判の請求について査定をすることなくその審査の結果を特許庁長官に報告しなければならない。

（特許無効審判における特則）

第一百六十四条の二 審判長は、特許無効審判の請求に理由があると認めるときその他の経済産業省令で定めるとときは、審決の予告を当事者及び参加人にしなければならない。

審判長は、前項の審決の予告をするときは被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。

第一百五十七条第二項の規定は、第一項の審決

的とせず、又は同条第五項から第七項までの規定に適合しないときは、請求人にその理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。

第一百六十六条 第百三十四条第一項から第三項まで、第一百三十四条の二、第一百三十四条の三、第一百四十八条及び第一百四十九条の規定は、訂正審判には、適用しない。

(審決の効力)

第一百六十七条 特許無効審判又は延長登録無効審判の審決が確定したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。

(審決の確定範囲)

する。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより確定する。
一 請求項ごとに特許無効審判の請求がされた場合であつて、一群の請求項ごとに第百三十九条の二第一項の訂正の請求がされた場合

二 当該一群の請求項ごとに訂正審判の請求がされた場合
三 請求項ごとに審判の請求がされた場合であつて、第一号に掲げる場合以外の場合 当該

第百六十八條 審判において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは他の審判の審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができること（訴訟との関係）

2 訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、審決が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。
裁判所は、専用実施権の侵害に因る。

特許庁は、特許権についての審判の請求の有する訴えの提起があったときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。その訴訟手続が完結したときも、また同様とする。

5 無を裁判所に通知するものとする。その審判の請求書の却下の決定、審決又は請求の取下げがあつたときも、また同様とする。

合において、当該訴訟において第一百四条の三第一項の規定による攻撃又は防御の方法を記載した書面がその通知前に既に提出され、又はその通知後に最初に提出されたときは、その旨を特許庁長官に通知するものとする。

6 特許庁長官は、前項に規定する通知を受けたときは、裁判所に対し、当該訴訟の訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める書面の写し又は当該訴訟の電磁的訴訟記録（民事訴訟法第九十五条の二第一項に規定する電磁的訴訟記録をいう。）に記録されている事項のうちその審判において審判官が必要と認めるものを抽出した書面の送付を求めることができる。

（審判における費用の負担）

第百六十九条 特許無効審判及び延長登録無効審判に関する費用の負担は、審判が審決により終了するときはその審決をもつて、審判が審決によらないで終了するときは審判による決定をもつて、職権で、定めなければならない。

2 民事訴訟法第六十一条から第六十六条まで、第六十九条第一項及び第二項、第七十条並びに第七十三条第三項（訴訟費用の負担）の規定は、前項に規定する審判に関する費用に準用する。この場合において、同条第三項中「最高裁判所規則」とあるのは、「経済産業省令」と読み替えるものとする。

3 拒絶査定不服審判及び訂正審判に関する費用は、請求人の負担とする。

4 民事訴訟法第六十五条（共同訴訟の場合の負担）の規定は、前項の規定により請求人が負担する費用に準用する。

5 審判に関する費用の額は、請求により、審決又は決定が確定した後に特許庁長官が決定をする。

6 審判に関する費用の範囲、額及び納付並びに審判における手続上の行為をするために必要な賃料については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律中これらに関する規定（第二章第一節及び第三節に定める部分を除く。）の例による。

（費用の額の決定の執行力）

第一百七十二条 審判に関する費用の額についての確定した決定は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

(審決又は決定の取消し)

第一百八十二条 裁判所は、第百七十八条第一項の取消しの提出があつた場合において、当該請求を理由があると認めるときは、当該審決又は決定を取り消さなければならない。

審判官は、前項の規定による審決又は決定の取消しの提出があつた場合は、更に審理を行ない、審決又は決定をしなければならない。この場合において、審決又は決定の取消しの判決が、第百二十条の五第二項又は第百三十四条の二第一項の訂正の請求がされた一群の請求項のうち一部の請求項について確定したときは、審判官は、審理を行うに際し、当該一群の請求項のうちその他の請求項についての審決又は決定を取り消さなければならない。

(裁判の正本等の送付)
第一百八十二条 裁判所は、第百七十九条ただし書に規定する訴えについて次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、それぞれ当該各号に定める書類を特許庁長官に送付しなければならない。
一 裁判所により訴訟手続が完結した場合 各審級の裁判の正本又は当該裁判の内容を記載した書面であつて裁判所書記官が当該書面の内容が当該裁判の内容と同一であることを証明したもの
二 裁判によらないで訴訟手続が完結した場合 合 訴訟手続が完結した訴えに係る請求項を特定するために必要な書類
(合議体の構成)
第一百八十二条の二 第百七十八条第一項の訴えに係る事件については、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。

(対価の額についての訴え)
第一百八十三条 第八十三条第二項、第九十二条第三項若しくは第四項又は第九十三条第二項の裁定を受けた者は、その裁定で定める対価の額について不服があるときは、訴えを提起してその額の増減を求めることができる。

前項の訴えは、裁定の副本の送達があつた日から六月を経過した後は、提起することができない。(被告適格)
第一百八十四条 前条第一項の訴えにおいては、次に掲げる者を被告としなければならない。
一 第八十三条第二項、第九十二条第四項又は第九十三条第二項の裁定について、通常実施権者又は特許権者若しくは専用実施権者

二 第九十二条第三項の裁定については、通常実施権者又は第七十二条の他人

第九章 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例

(国際出願による特許出願)

第一百八十四条の三 千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約(以下この章において「条約」という)第十一条(1)若しくは(2)(b)又は第十四条(2)の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であつて、条約第四条(1)(i-i)の指定国に日本国を含むもの(特許出願に係るものに限る)は、その国際出願日にされた特許出願とみなす。

前項の規定により特許出願とみなされた国際出願(以下「国際特許出願」という)については、第四十三条(第四十三条の二第二項(第43条の三)第三項において準用する場合を含む)及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)の規定は、適用しない。(外國語でされた国際特許出願の翻訳文)

第一百八十四条の四 外國語でされた国際特許出願(以下「外國語特許出願」という)の出願人は、条約第二条(x-i)の優先日(以下「優先日」という)から二年六月(以下「国内書面提出期間」という)以内に、前条第一項に規定する国際出願日(以下「国際出願日」という)における条約第三条(2)に規定する明細書、請求の範囲、図面(図面の中の説明に限る。以下この条において同じ)及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。ただし、国内書面提出期間の満了前二月から満了の日までの間に次条第一項に規定する書面を提出した外國語特許出願(当該書面の提出の日以前に当該翻訳文を提出したものを除く)にあつては、当該書面の提出の日から二月(以下「翻訳文提出特例期間」といふ)以内に、当該翻訳文を提出することができる。

前項の場合において、外國語特許出願の出願人が条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、同項に規定する請求の範囲の翻訳文に代えて、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を提出することができる。

前項の規定により提出すべき書面を、国内書面提出期間内に提出しないとき。
二 前項の規定による手続が第七条第一項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているとき。
三 前項の規定による手続が經濟産業省令で定める方式に違反しているときは、その補正書の写しにより、願書に添付

下この条において同じ。)内に第一項に規定する明細書の翻訳文及び前二項に規定する請求の範囲の翻訳文(以下「明細書等翻訳文」といふ。)の提出がなかつたときは、その国際特許出願は、取り下げられたものとみなす。

前項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願人は、經濟産業省令で定める期間内に限り、經濟産業省令で定めるところにより、明細書等翻訳文及び第一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許庁長官に提出することができる。ただし、故意に、国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を提出しなかつたと認められる場合は、この限りでない。

前項の規定により提出された翻訳文は、国内書面提出期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第一項に規定する請求の範囲の翻訳文を提出した出願人は、条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、国内書面提出期間が満了する時(国内書面提出期間内に出願人が出願審査の請求をするときは、その請求の時。以下「国内処理基準時」という。)の属する日までに提出する時(国内書面提出期間内に出願人が出願審査の請求をするときは、その請求の時。以下「国内処理基準時」という。)の属する日までに、当該補正後の請求の範囲の日本語による翻訳文を更に提出することができる。

第七条第一項の七第三項本文の規定は、第二項又は前項に規定する翻訳文が提出されなかつた場合に準用する。

翻訳文を更に提出することができる。

第七条第一項の七第三項本文の規定は、第二項又は前項に規定する翻訳文が提出されなかつた場合に準用する。

(書面の提出及び補正命令)
第一百八十四条の五 国際特許出願の出願人は、国内書面提出期間内に、次に掲げる事項を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。

一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
二 発明者の氏名及び住所又は居所
三 国際出願番号その他の經濟産業省令で定める事項

特許庁長官は、次に掲げる場合は、相当の期間を指定して、手続の補正をすべきことを命ずることができる。

前項の規定により提出すべき書面を、国内

四 前条第一項の規定により提出すべき要約の翻訳文を、国内書面提出期間(前条第一項)に提出すべき手数料を国内書面提出期間内に納付しないとき。

特許庁長官は、前項の規定により手続の補正をすべきことを命じた者が同項の規定により指定期間内にその補正をしないときは、当該国際特許出願を却下することができる。

第一百八十四条の六 国際特許出願に係る国際出願日ににおける願書は、第三十六条第一項の規定により提出した願書とみなす。

日本語でされた国際特許出願(以下「日本語特許出願」という。)に係る国際出願日ににおける明細書及び外國語特許出願に係る国際出願日ににおける明細書の翻訳文は第三十六条第二項の規定により願書に添付して提出した明細書と、日本語特許出願に係る国際出願における請求の範囲及び外國語特許出願に係る国際出願における請求の範囲の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した特許請求の範囲と、日本語特許出願に係る国際出願における図面並びに外國語特許出願に係る国際出願における図面(図面の中の説明を除く。)及び図面中の説明の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した図面と、日本語特許出願に係る要約及び外國語特許出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した要約の説明の翻訳文を第三十六条第二項の規定により願書に添付して提出した図面と、日本語特許出願に係る要約及び外國語特許出願に係る要約の翻訳文は同項の規定により願書に添付して提出した要約の説明の翻訳文を第三十六条第二項の規定により願書に添付して提出した特許請求の範囲とみなす。

第三条 第百八十四条の四第二項又は第六項の規定により条約第十九条(1)の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合は、前項の規定にかかるわらず、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を第三十六条第二項の規定により願書に添付して提出した特許請求の範囲とみなす。

(日本語特許出願に係る条約第十九条に基づく補正)
第一百八十四条の七 日本語特許出願の出願人は、条約第十九条(1)の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、同条(1)の規定に基づき提出された補正書の写しを特許庁長官に提出しなければならない。

前項の規定により補正書の写しが提出されたときは、その補正書の写しにより、願書に添付

した特許請求の範囲について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなす。ただし、条約第二十条の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により、補正がされたものとみなす。

3 第一項に規定する期間内に日本語特許出願の出願人により同項に規定する手続がされなかつたときは、条約第十九条（1）の規定に基づく補正是、されなかつたものとみなす。ただし、前項ただし書に規定するときは、この限りでない。

（条約第三十四条に基づく補正）

第一百八十四条の八 国際特許出願の出願人は、条約第三十四条（2）（b）の規定に基づく補正をしたときは、国内処理基準時の属する日までに、日本語特許出願に係る補正にあつては同条（2）（b）の規定に基づき提出された補正書の写しを、外国語特許出願に係る補正にあつては当該補正書の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定により補正書の写し又は補正書の翻訳文が提出されたときは、その補正書の写し又は補正書の翻訳文により、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなす。ただし、日本語特許出願に係る補正につき条約第三十六条（3）（a）の規定に基づき前項に規定する期間内に補正書が特許庁に送達されたときは、その補正書により、補正がされたものとみなす。

3 第一項に規定する期間内に国際特許出願の出願人により同項に規定する手続がされなかつたときは、条約第三十四条（2）（b）の規定に基づく補正是、されなかつたものとみなす。ただし、前項ただし書に規定するときは、この限りでない。

4 第二項の規定により外国語特許出願に係る願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の二第一項の規定による補正がされたものとみなされたときは、その補正是、同条第二項の誤訳訂正書を提出してされたものとみなす。

（国内公表等）

第一百八十四条の九 特許庁長官は、第百八十四条の四第一項又は第四項の規定により翻訳文が提出された外国語特許出願について、特許掲載公

報の発行をしたものと除き、国内書面提出期間（同条第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間。以下この項において同じ。）の経過後（国内書面提出期間内に出願人から出願審査の請求があつた国際特許出願であつて条約第二十二条に規定する国際公開（以下「国際公開」という。）がされているものについては出願審査の請求の後、第百八十四条の第四項の規定により明細書等翻訳文が提出された外国語特許出願については当該明細書等翻訳文の提出の後）、遅滞なく、国内公表をしなければならない。

2 国内公表は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。

一 出願人の氏名及び住所又は居所

二 特許出願の番号

三 国際出願日

四 発明者の氏名及び住所又は居所

五 第百八十四条の四第一項に規定する明細書及び図面の中の説明の翻訳文に記載した事項、同項に規定する請求の範囲の翻訳文（同条第二項に規定する翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文）及び同条第六項に規定する翻訳文に記載した事項、図面（図面の中の説明を除く。）の内容並びに要約の翻訳文に記載した事項（特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるものを除く。）

六 国内公表の番号及び年月日

七 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

3 第百八十四条の要約の翻訳文に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。

4 第六十四条第三項の規定は、前項の規定により同項第五号の要約の翻訳文に記載した事項を特許公報に掲載する場合に準用する。

5 第百八十四条の十一 在外者である国際特許出願の出願人は、国内処理基準時までは、第八条第一項の規定にかかるらず、特許管理人によらないで手続をすることができる。

2 前項に規定する者は、国内処理基準時に特許管理人を選任して特許庁長官に届け出なければならぬ。

3 特許長官は、前項に規定する期間内に特許管理人を選任する者は、国内処理基準時までは、第八条第一項の規定にかかるらず、特許管理人によらないで手続をすることができる。

4 前項に規定する者は、国内処理基準時に特許管理人を選任する者は、国内処理基準時までは、第八条第一項の規定にかかるらず、特許管理人によらないで手続をすることができる。

5 第百八十四条の十二 日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第十七条第一項本文の規定にかかるらず、手続の補正（第百八十四条の七第二項及び第百八十四条の八第二項に規定する補正を除く。）をすることができない。

6 第百八十四条の十三 在外者である国際特許出願の出願人は、国内処理基準時までは、第八条第一項の規定にかかるらず、特許管理人によらないで手続をすることができる。

2 外国語特許出願に係る明細書、特許請求の範囲又は図面について補正ができる範囲については、第十七条の二第二項中「第三十六条の二第二項の外国語書面出願」とあるのは、「第百八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、同条第三項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外國語書面出願にあつては、同条第八項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面）。第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項において同じ。」と

あるのは「第一百八十四条の四第一項の国際出願日（以下この項において「国際出願日」といいう。）における第一百八十四条の三第二項の国際特許出願（以下この項において「国際特許出願」という。）の明細書若しくは図面（図面の中の説明に限る。）の第一百八十四条の四第一項の国際翻訳文、国際出願日における国際特許出願の請求の範囲の同項の翻訳文（同条第二項又は第六項の規定により一千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第十九条（1）の規定に基づく補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合にあつては、当該翻訳文又は国際出願日における国際特許出願の図面（図面の中の説明を除く。）（以下この項において「翻訳文等」という。）（誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文等又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面」とする。）

（特許原簿への登録の特例）

第一百八十四条の十二の二 日本語特許出願については、第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については、第一百八十四条の四第一項又は第四項及び第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外國語特許出願については、又は一千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開とみなされた「出願公開」とあるのは、「又は一千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。

（特許出願等に基づく優先権主張の特例）

第一百八十四条の十五 国際特許出願については、第一百八十四条の十六第一項ただし書及び第四項並びに第四十二条第二項の規定は、適用しない。

2 日本語特許出願については、同項中「又は出願公開」とあるのは、「又は一千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開」とする。

3 外國語特許出願については、第四十一条第三項の規定の適用については、同項中「特許出願の明細書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面」とあるのは、「第一百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

（出願の変更の特例）

第一百八十四条の十六 実用新案法第四十八条の三第一項又は第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願の特許出願への変更については、同法第四十八条の第五第四項の日本語実用新案登録出願にあつては同条第一項、同法第四十八条の四第一項の外國語実用新案登録出願にあつては同条第四項及び同法第四十八条の五第一項の規定による手続をし、かつ、同法第五十四条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることはできない。

（出願審査の請求の時期の制限）

第一百八十四条の十七 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願にあつては第一百八十四条の第五第一項、外國語特許出願にあつては第一百八十四条の四第一項又は第四項及び第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定の適用については、同条中「他の特許出願又は実用新案登録出願である場合は、「他の特許出願又は同法第四十八条の四第一項の規定の適用については、第一百八十四条の四第三項又は実用新案登録出願を除く。」であつて、他の特許出願又は実用新案登録出願が国際特許出願又は実用新案登録出願である場合における第二十九条の二の規定の適用については、同条中「他の特許出願又は実用新案登録出願であつて」とあるのは、「他の特許出願又は実用新案登録出願（第一百八十四条の四第三項又は実用新案登録出願を除く。）」であつて、「出願公開又は」であるのは「出願公開」と、「発行が」とあるのは「発行又は一千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許

（拒絶理由等の特例）

第一百八十四条の十八 外國語特許出願に係る拒絶の査定、特許異議の申立て及び特許無効審判の規則の規定に照らして正当でない旨の決定をし

協力条約第二十一條に規定する国際公開が「と、「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。（発明の新規性の喪失の例外の特例）

第百八十四条の十四 第三十条第二項の規定の適用を受けようとする国際特許出願の出願人は、その旨を記載した書面及び第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明が第三十条第二項の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を、同条第三項の規定にかかわらず、国内処理基準時の属する日後経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出することができる。

（特許出願等に基づく優先権主張の特例）

第一百八十四条の十五 国際特許出願については、第一百八十四条の四第六項の国内処理基準時又は第百八十四条の四第一項若しくは同法第四十八条の四第一項の国際出願日から経済産業省令で定める期間を経過した時のいずれか遅い時」とす

四十二条第一項中「その出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時」とあるのは「第一百八十四条の四第六項の国内処理基準時又は第百八十四条の四第一項若しくは同法第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。

（訂正の特例）

第一百八十四条の十九 外國語特許出願に係る第百二十条の五第二項及び第二百三十四条の二第一項の規定による訂正及び訂正審判の請求については、第二百二十六条第五項中「外國語書面出願」は、第二百二十六条第五項中「外國語書面出願」とあるのは「第二百八十四条の四第一項の外國語特許出願」と、「外國語書面」とあるのは「第二百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面に」とする。

（出願の変更の特例）

第一百八十四条の二十 条約第二条（v.i.）の国際出願の出願人は、条約第四条（1）（i.i.）の指定国に日本国を含む国際出願（特許出願に係るものに限る。）につき条約第二条（x.v.）の受理官庁により条約第二十五条（1）（a）に規定する拒否若しくは同条（1）（a）若しくは（b）に規定する宣言がされ、又は条約第二条（x.i.x.）の国際事務局により条約第二十五条（1）（a）に規定する認定がされたときは、経済産業省令で定める期間内に、経済産業省令で定めるところにより、特許庁長官に同条（2）（a）に規定する決定をすべき旨の申出をすることができる。

（出願審査の請求の時期の制限）

第一百八十四条の十七 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願にあつては第一百八十四条の第五第一項、外國語特許出願にあつては第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後（同法第四十八条の十六第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願については、同項に規定する決定の後）でなければすることはできない。

（出願審査の請求の時期の制限）

第一百八十四条の十七 国際特許出願の出願人は、日本語特許出願にあつては第一百八十四条の第五第一項、外國語特許出願にあつては第一百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、国際特許出願の出願人以外の者は、国内提出期間（第一百八十四条の四第一項及び第二項中「願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面」とあるのは「第一百八十四条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。）の経過後でなければ、国際特許出願についての出願審査の請求をすることができない。

（拒絶理由等の特例）

第一百八十四条の十八 外國語特許出願に係る拒絶の査定、特許異議の申立て及び特許無効審判の規則の規定に照らして正当でない旨の決定をし

四 第四十八条の三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による出願審査の請求	五 特許権の消滅（存続期間の満了によるもの及び第一百十二条第四項又は第五項の規定によるものを除く。）又は回復（第一百十二条の二第一項の規定によるものに限る。）	六 特許異議の申立て若しくは審判若しくは再審の請求又はこれらの取下げ	七 特許異議の申立てについての確定した決定、審判の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。）	八 訂正した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容（訂正をすべき旨の確定した決定又は確定審決があつたものに限る。）	九 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定	十 第百七十八条第一項の訴えについての確定判決（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。）	十一 第百九十四条 特許庁長官又は審査官は、当事者に対し、特許異議の申立て、審判又は再審に関する手数料を納付するため必要な書類の提出を求めることができる。	十二 第百九十五条第一項の規定による期日の延長又は第五条第二項の規定による期間の延長又は特許証の再交付を請求する者	十三 第百九十六条第一項の規定により承継の届出をする者	十四 第百九十七条第一項の規定により証明を請求する者	十五 第百八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者	十六 第百八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者
--	---	------------------------------------	---	---	----------------------	--	---	---	-----------------------------	----------------------------	-----------------------------------	-----------------------------------

一 第三十九条第六項の規定による命令	二 第四十八条の七の規定による通知	三 第五十一条の規定による通知	四 第五十二条第二項の規定による査定の膳本の送達	五 出願人の手数料を納付しなければならない。	六 前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかる特許申請の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。	七 後において、当該特許出願の願書に添付した特許請求の範囲についてした補正により請求項の数が増加したときは、その増加した請求項について前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかる特許申請の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。	八 前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を納付しなければならない。	九 前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を納付しなければならない。	一〇 前項の規定による手数料の返還は、特許出願が放棄され、又は取り下げられた日から六月を経過した後は、請求することができない。	一一 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。	一二 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。	一三 第九項又は第十一項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により、第十項又は前項に規定する期間内にその請求をすることはできないときは、これらの規定にかかる特許申請の下欄に掲げる金額の範囲内において得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。
--------------------	-------------------	-----------------	--------------------------	------------------------	--	---	---	---	---	------------------------------	--	---

一 第三十九条第六項の規定による命令	二 第四十八条の七の規定による通知	三 第五十一条の規定による通知	四 第五十二条第二項の規定による査定の膳本の送達	五 出願人の手数料を納付しなければならない。	六 前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかる特許申請の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。	七 第百九十五条の二第一項の規定により特許申請の手数料を軽減することができる。	八 第百九十五条の二第一項の規定により特許申請の手数料を免除することができる。	九 第百九十五条の二第一項の規定により特許申請の手数料を免除することができる。	一〇 第百九十五条の二第一項の規定により特許申請の手数料を免除することができる。	一一 第百九十五条の二第一項の規定により特許申請の手数料を免除することができる。	一二 第百九十五条の二第一項の規定により特許申請の手数料を免除することができる。	一三 第百九十五条の二第一項の規定により特許申請の手数料を免除することができる。
--------------------	-------------------	-----------------	--------------------------	------------------------	--	---	---	---	--	--	--	--

一 第三十九条第六項の規定による命令	二 第四十八条の七の規定による通知	三 第五十一条の規定による通知	四 第五十二条第二項の規定による査定の膳本の送達	五 出願人の手数料を納付しなければならない。	六 前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかる特許申請の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。	七 第百九十五条の二第一項の規定により特許申請の手数料を軽減することができる。	八 第百九十五条の二第一項の規定により特許申請の手数料を免除することができる。	九 第百九十五条の二第一項の規定により特許申請の手数料を免除することができる。	一〇 第百九十五条の二第一項の規定により特許申請の手数料を免除することができる。	一一 第百九十五条の二第一項の規定により特許申請の手数料を免除することができる。	一二 第百九十五条の二第一項の規定により特許申請の手数料を免除することができる。	一三 第百九十五条の二第一項の規定により特許申請の手数料を免除することができる。
--------------------	-------------------	-----------------	--------------------------	------------------------	--	---	---	---	--	--	--	--

若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。
 (秘密を漏らした罪)
第二百条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百条の二 査証人又は査証人であつた者が査証に關して知得した秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。(秘密保持命令違反の罪)

第二百条の三 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

3 第一項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

(両罰規定)

第二百一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても當該各号で定める罰金刑を科する。

一 第百九十六条、第一百九十六条の二又は前条第一項 三億円以下の罰金刑

二 第百九十七条又は第一百九十八条 一億円以下

下の罰金刑

2 前項の場合において、当該行為者に対してした前条第二項の告訴は、その法人又は人に対してしても効力を生じ、その法人又は人に對して告訴は、當該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

3 第一項の規定により第一百九十六条、第一百九十六条の二又は前条第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの規定の罪についての時効の期間による。

(過料)

第二百二条 第百五十五条(第七十一条第三項、第一百二十条(第百七十四条第一項において準用する場合を含む。)及び第一百七十四条第二項から第四項までにおいて準用する場合を含む。)において準用する民事訴訟法第二百七条第一項

の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に對し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第二百三条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、十万円以下の過料に処する。

第二百四条 証拠調べ又は証拠保全に關し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件又は電磁的記録の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。

附 則

この法律の施行期日は、別に法律で定める。

附 則 (昭和三七年五月一六日法律第一四〇号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 第一項の規定は、昭和三十七年十月一日から施行する。

4 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

5 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるらず、なお從前の例による。

6 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している处分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、な

どする。

7 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

8 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

9 この法律の施行の際現に係属している処分又は裁決の取消しの訴えについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお從前の例による。

係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかわらず、なお從前の例による。ただし、裁判所は原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許ることができる。

前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項までの規定を準用する。

附 則 (昭和三七年九月一五日法律第一六一号) 抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。

3 この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

4 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお從前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

5 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

6 第三項の規定によりこの法律の施行後にされれる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

7 第二項の規定により特許法の適用施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四五年五月二二日法律第九八号) 抄

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

2 この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお從前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされれる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

6 この法律の施行前にされた行政手続の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

7 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和三九年七月四日法律第一四八号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して九月をこなす。この法律は、公布の日から起算して九月をこなす。

2 この法律は、千九百十一年六月二日にワシントンセール、千九百二十五年十一月六日にヘーリー、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約への加入の効力発生の日から施行する。

附 則 (昭和四一年六月三十日法律第九八号) 抄

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

2 この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て(以下「訴願等」という。)については、この法律の施行後も、なお從前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分(以下「裁決等」という。)又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされれる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

6 この法律の施行前にされた行政手続の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかつたものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。

7 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

第四条 この法律の施行前にした特許出願に係る特許の無効の理由については、新特許法第二十九条の二及び第一百二十三条第一項第一号の規定にかかわらず、なお從前の例による。

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条、第三条、第五条の規定中意匠法第十五条第一項に後段を加える改正規定、同法第四十二条第一項及び第二項の改正規定、同法第四十九条の改正規定並びに同法別表の改正規定、第六条の規定中商標法第十三条第一項に後段を加える改正規定、同法第四十条第一項及び第二項の改正規定並びに同法別表の改正規定並びに次条、附則第四条、第六条、第七条、第八条及び第十二条の規定（昭和六年六月一日）

二 第二条の規定中特許法第百八十四条の第四项から第四項までの改正規定、同法第八十一条第一項並びに第二項第一号及び第四条の第五项並びに第二项第一号及び第四项までの改正規定、同法第八十四条の第六项及び第四号の改正規定、同法第八十四条の第七项及び第四项の改正規定、同法第八十四条の八の改正規定、同法第八十四条の九第一項の改正規定、同法第八十四条の十の二第一項及び第二项第一号及び第四项までの改正規定、同法第八十四条の十一第一項の改正規定、同法第八十四条の十一の二の改正規定、同法第八十四条の十一の三の改正規定並びに同法第八十四条の十二の改正規定並びに同法第八十四条の十三の改正規定並びに同法第八十四条の十六第五項の改正規定、第四条の規定中実用新案法第四十条第一項から第四項までの改正規定、同法第四十八条の五第一項並びに第二项第一号及び第四号の改正規定、同法第四十八条の八第一項の改正規定、同法第四十八条の八第二项第一号及び第二项第一号の改正規定、同法第四十八条の九第一項の改正規定、同法第四十八条の十の改正規定並びに同法第四十八条の十四第五項の改正規定並びに第五条の規定中意匠法第十三条の二第一項及び第二項の改正規定（昭和六十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第六十四条（6）（b）の規定による）の規定による

同条（2）（a）の宣言の撤回の効力の発生の日

（第一条の規定による特許法の改正に伴う経過措置）

第二条 前条ただし書第一号に定める日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであつた特許料（昭和六十年六月十九日以後に納付すべき特許料）

（第一号）抄

2 前条ただし書第一号に定める日前に設定の登録をした特許権に係る特許法第二百二十三条第一項の審判については、第一条の規定による改正前の特許法第二百二十四条の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。（第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第三十六条第四項及び第五項、第三十七条、第四十九条第三号、第五十五条第一項ただし書、第一百二十三条第一項各号列記以外の部分及び第三号、第一百五十五条第三項、第一百八十五条並びに第二百九十五条第三項の規定は、この法律の施行後に特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願については、なお従前の例による。

下「新特許法」という。）第三十六条第四項及び第五項、第三十七条、第四十九条第三号、第一百二十三条第一項ただし書、第一百五十五条第三号の規定は、この法律の施行後に特許出願がされたときは、原特許権とともに延長されたものとみなす。ただし、原特許権の存続期間の延長登録の出願について拒絶をすべき旨の査定が確定され、又はその存続期間を延長した旨の登録があつたときは、この限りではない。

2 特許権の存続期間の延長登録の出願があつた場合において、その特許権に係る追加の特許権があるときは、その追加の特許権の存続期間が延長される期間についてその追加の特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

3 特許権の存続期間を延長した旨の登録があつた場合において、その特許権に係る追加の特許権があるときは、原特許権の存続期間が延長された期間についてその追加の特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

4 特許権の存続期間の延長登録を無効にする旨の審決が確定した場合において、その特許権に追加の特許権があるときは、その追加の特許権の当該延長登録による存続期間の延長は、初めからされなかつたものとみなす。ただし、原特許権の存続期間の延長登録が新特許法第二十五条の二第一項第三号に該当する場合において、その特許発明の実施をすることができなかつた期間を超える期間の延長登録を無効にする旨の審決が確定したときは、当該超える期間について、その追加の特許権の存続期間の延長がされなかつたものとみなす。（政令への委任）

第九条 この法律の施行の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続その他のこの法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

（施行期日）
附 則 （平成五年四月二三日法律第二十六条）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定中特許法第二十七条第一項の表の改正規定及び同法別表の改正規定（同表第六号中「（請求公告に係る異議の申立てを含む。）」を削る部分及び同表第十二号を同表第十三号とし、同表第十一号の次に一号を加える部分を除く。）、第二条の規定、第四条の規定（同表第六号中「（請求公告に係る異議の申立てを含む。）」を削る部分及び同表第十二号を同表第十三号とし、同表第十一号の次に一号を加える部分を除く。）、第二条の規定、第四条の規定並びに同法別表の改正規定、次条第三項並びに附則第三条、第六条から第十条まで及び第十七条の規定は、平成五年七月一日から施行する。

（特許法の改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は特許に係る審判若しくは再審については、第一条の規定による改正後の特

た特許料であつて特許法第二百九条の規定によりその納付が猶予されたもの（その猶予期間内に納付するものに限る。）については、第一条の規定による改正後の特許法第二百二十三条第一項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

（追加の特許権についての特則）

第九条 追加の特許権及び旧法第七十五条第一項の規定により追加の特許権が独立の特許権になつたときの当該独立の特許権については、新特許法第六十七条第三項の規定にかかるらず、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。

（追加の特許権についての特則）

第九条 特許権の存続期間の延長登録の出願があつた場合において、その特許権に係る追加の特許権があるときは、その追加の特許権の存続期間が延長される期間についてその追加の特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第二百七条第一項の規定は、この法律の施行後に特許出願がされた特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした特許出願に係る手数料の納付についての特許法第二百七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。

（第一号）抄

各年の区分	金額
第一年から第三年まで	一千円を加えた額
四年から六年まで	一千九百円を加えた額
七年から九年まで	一千九百四十円を加えた額
十年から二十五年まで	二万九千六百円を加えた額

（第一号）抄

（施行期日）
附 則 （昭和六三年一二月一三日法律第二十六条）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

許法（以下「新特許法」という。）第一百九十五条第一項及び第二項の規定により納付すべき手数料を除き、その特許出願又は審判若しくは再審について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

この法律の施行前にした特許出願の願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべき旨の決定の賛本の送達前にした補正がこれらの要旨を変更するものと特許権の設定の登録があつた後に認められたときは、その特許出願及びその特許出願に係る特許権については、なお従前の例による。

前条ただし書に規定する日前に第一条の規定による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第一百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定にかかるべきであった特許料であつて旧特許法第一百九条の規定によりその納付が猶予されたもの（その猶予期間内に納付するものに限る。）については、新特許法第一百七条第一項の規定にかかるはず、なお従前の例による。

新特許法第二百二十三条第一項第一号及び第八十四条の十五第一項の規定は、この法律の施行後にした特許出願に係る特許について適用し、この法律の施行前にした特許出願に係る特許について適用する。

新特許法第一百二十三条第一項第七号の規定は、この法律の施行後に新特許法の規定による訂正をする特許について適用し、この法律の施行前に旧特許法の規定による訂正をした特許及びこの法律の施行後に旧特許法の規定による訂正をする特許については、なお従前の例によること。

この法律の施行前に請求された旧特許法第六十二条第一項又は第一百八十四条の十五第一項の規定の審判が特許庁に係属している場合におけるこの法律の施行後に訂正をする特許についての新特許法第一百二十六条第一項の規定の適用については、同項中「特許権者は、第一百二十三条第一項の審判が特許庁に係属している場合を除き」とあるのは、「特許権者は」とする。

この法律の施行前に請求された旧特許法第六十二条第一項及び第二項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料であつて旧特許法第一百九条の規定によりその納付が猶予されたもの（その猶予期間内に納付するものに限る。）については、前条第一項の規定により既に納付すべき手数料を除き、なお従前の例による。

8 この法律の施行前に請求された旧特許法の規定による審判の確定審決及びこの法律の施行後に請求される旧特許法の規定による審判（旧特許法第一百二十一条第一項、第一百二十二条第一項及び第一百二十九条第一項の審判に限る。）の確定審決に対する再審については、新特許法第一百九十五条第一項及び第二項の規定による審判（旧特許法第一百二十二条第一項の審判及びこの法律の規定による審判）に改める部分に限る。この法律の施行前にした特許出願に係る旧特許法第一百九十五条第一項及び第二項の規定による審判並びにこれららの確定審決に対する再審並びにこの法律の施行前に請求された同項の審判の確定審決に対する再審（以下この項において「審判・再審」という。）に係る手数料の納付については、審判・再審を新特許法別表第十号に規定する審判又は再審とみなし、新特許法第一百九十五条第二項の規定を適用する。この場合において、その審判・再審が特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号。以下「昭和六十二年法」という。）の施行前にした特許出願に係るものであるときは、同号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

この法律の施行前に請求された旧特許法第一百二十六条第一項の審判及びその確定審決に対する再審において、旧特許法第一百六十五条第一項（旧特許法第一百七十四条第四項において準用する場合を含む。）において準用する旧特許法第五十五条第一項の申立て（以下この項において「請求公告異議申立て」という。）があつた場合における手数料の納付については、請求公告異議申立てを新特許法別表第六号に規定する特許異議の申立てとみなして、新特許法第一百五十五条第一項の規定を適用する。

（昭和六十二年法の一部改正に伴う経過措置）

9 この法律の施行前に請求された旧特許法第六十二条第一項及び第二項の規定による審判（旧特許法第一百九十五条第一項及び第二項の規定による審判）に改める部分に限る。この法律の施行後に請求される旧特許法第一百九十五条第一項及び第二項の規定による審判並びにこれららの規定による審判並びにこれららの確定審決に対する再審並びにこの法律の施行前に請求された同項の審判の確定審決に対する再審（以下この項において「審判・再審」という。）に係る手数料の納付については、審判・再審を新特許法別表第十号に規定する審判又は再審とみなし、新特許法第一百九十五条第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、その審判・再審が特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号。以下「昭和六十二年法」という。）の施行前にした特許出願に係るものであるときは、同号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

10 第十七条 附則第二条から第六条まで、第八条、第十条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めること。

第十八条 附則（平成五年一月一二日法律第八号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。
（政令への委任）

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成六年一二月一四日法律第一六号）抄
（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中特許法第三十条第三項の改正規定、第五条の規定（商標法第十条第三項、第十三条第一項、第四十四条第二項及び第六十三条の二の改正規定を除く。）及び第九条の規定（平成七年七月一日又は世界貿易機関を設立するマラケシユ協定が日本国について効力生ずる日（以下「発効日」という。）のいずれか遅い日（昭和六十二年法の一部改正に伴う経過措置）において準用する旧特許法第一百七条第一項の規定により既に納付すべきであつた特許料であつて旧特許法第一百九条の規定により読み替えて適用される旧特許法第一百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料であつて旧特許法第一百九条の規定によりその納付が猶予されたもの（その猶予期間内に納付するものに限る。）については、前条の規定による改正後の昭和六十二年法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される旧特許法第一百七条第一項の改正規定（出願公告）を「特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行」に改める部分に限る）、同法第十条第五項及び第六項、第十四条第四項並びに第三十九条第三項の改正規定、同法第四十五条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）、同法第

用される旧特許法第一百七条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則第二条第一項、第七項又は第八項の規定に定める部分に限る。この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 附則第二条から第六条まで、第八条、第十条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定めること。

第十八条 附則（平成八年一月一日）

（パリ条約の例による優先権についての経過措置）

第十九条 第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第四十三条の二（第三条の規定による改正後の商標法（以下「新商標法」という。）第十三条第一項、第四条の規定による改正後の意匠法（以下「新意匠法」という。）第十五条第一項及び第五条の規定による改正後の実用新案法（以下「新実用新案法」という。）第十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、発効日が平成七年七月一日後となつたときは、発効日前にされた特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願については、適用しない。

（原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明についての経過措置）

第二十条 第三条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第十五条第一項及び第五条の規定による改正後の商標法（以下「新商標法」という。）第十三条第一項、第四十四条第二項及び第六十三条の二の改正規定を除く。）及び第九条の規定（平成七年七月一日又は世界貿易機関を設立するマラケシユ協定が日本国について効力生ずる日（以下「発効日」という。）のいずれか遅い日（昭和六十二年法の一部改正に伴う経過措置）において準用する旧特許法第一百七条第一項の規定により既に納付すべきであつた特許料であつて旧特許法第一百九条の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料であつて旧特許法第一百九条の規定により既に納付が猶予されたもの（その猶予期間内に納付するものに限る。）については、前条の規定による改正後の昭和六十二年法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される旧特許法第一百七条第一項の改正規定（出願公告）を「特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行」に改める部分に限る）、同法第十条第五項及び第六項、第十四条第四項並びに第三十九条第三項の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）、同法第

える改正規定、第三条中実用新案法第三十一
条第三項、第三十三条第三項及び第五十四条
第四項にただし書を加える改正規定、第四条
中意匠法第四十二条第四項、第四十四条第三
項及び第六十七条第四項にただし書を加える
改正規定、第五条中工業所有権に関する手續
等の特例に関する法律第四十条第四項にただ
し書を加える改正規定並びに附則第二十七條
の規定 平成八年十月一日
(政令への委任)

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に關し必要な経過措
置は、政令で定める。

附 則 (平成八年六月二六日法律第一一〇号) 抄

この法律は、新民訴法の施行の日から施行す
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各
号に定める日から施行する。

一 第三十条中特許法第十条の改正規定、第三十 二 条中実用新案法第二条の五第二項の改正規 定、第三十三条中意匠法第六十八条第二項の改 正規定、第三十四条中商標法第七十七条第二 項、附則第二十七条第二項及び附則第三十条の 改正規定並びに第五十一条中工業所有権に関す る手續等の特例に関する法律第四十一条第二項 の改正規定 平成十年四月一日又は新民訴法の 施行日のいずれか遅い日

この法律は、新民訴法の施行の日から施行す
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各
号に定める日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月六日法律第五一 号) 抄

この法律は、平成十一年一月から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

二 第三十条中特許法第十条の改正規定、第三十 二 条中実用新案法第二条の五第二項の改正規 定、第三十三条中意匠法第六十八条第二項の改 正規定、第三十四条中商標法第七十七条第二 項、附則第二十七条第二項及び附則第三十条の 改正規定並びに第五十一条中工業所有権に関す る手續等の特例に関する法律第四十一条第二項 の改正規定 平成十一年四月一日又は新民訴法の 施行日のいずれか遅い日

この法律は、新民訴法の施行の日から施行す
る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各
号に定める日から施行する。

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属し
てある特許出願又は特許に係る審判若しくは再
審については、別段の定めがある場合を除き、
その特許出願又は審判若しくは再審について査
定又は審決が確定するまでは、なお従前の例に
よる。

2 前条第一号に定める日前に既に納付した特許
料又は同日前に納付すべきであつた特許料につ
いては、第一条の規定による改正後の特許法
(以下「新特許法」という。) 第百七条第一項の
規定にかかるわらず、なお従前の例による。

3 前条第二号に定める日前に既に納付した特許
料又は同日前に納付すべきであつた特許料につ
いては、新特許法第百七条第三項及び第四項の
規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした特許出願に係る特許
の適用に関する経過措置

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附
則の規定によりなお従前の例によることとされ
る事項に係るこの法律の施行後にした行為に対
する罰則の適用については、それぞれなお従前
の例による。

(政令への委任)

第一条 この法律は、平成十一年一月から施
行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当
該各号に定める日から施行する。

一 第一条中特許法第七十七条の改正規定(同条
第一項の表の改正規定に限る)、第六条中工
業所有権に関する手續等の特例に関する法律
第三十六条第一項の改正規定並びに次条第二
項及び附則第八条から第十二条までの規定
公布の日から起算して一月を超えない範囲内
において政令で定める日

二 第一条中特許法第七十七条の改正規定(同条
第一項の表の改正規定を除く)、及び同法第
一百九十五条の改正規定(同条第一項第四号か
ら第七号までの改正規定を除く)、第二条中
実用新案法第三十二条の改正規定及び同法第
五十四条の改正規定(同条第一項第四号から
置)

第十二条 附則第一条第一号に定める日前に前条
の規定による改正前の特許法等の一部を改正す
る法律(以下「昭和六十二年改正法」という。)
附則第三条第三項の規定により読み替えて適用

第七号までの改正規定を除く)、第四条の規
定、第五条中商標法第四十条、第四十一条の規
定並びに同法第七十六条の改正規定(同条第
一項の改正規定を除く)、第六条中工業所有
権に関する手續等の特例に関する法律第四十
一条の改正規定並びに次条第三項、附則第三条
第二項、第五条並びに第六条第一項の規定、
附則第十四条中商標法等の一部を改正する法
律(平成八年法律第六十八号)附則第十五条の規
定 平成十一年四月一日

(特許法の改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属し
てある特許出願又は特許に係る審判若しくは再
審については、別段の定めがある場合を除き、
その特許出願又は審判若しくは再審について査
定又は審決が確定するまでは、なお従前の例に
よる。

1 第一条中特許法第七十六条第一項に二項を加える改
正規定及び同法第百六十八条に二項を加える改
正規定、第二条中実用新案法第三十一条第一
項の表の改正規定及び同法第四十条に二項を加
える改正規定並びに次条第十項、附則第三
条第六項及び附則第七条から第十二条までの
規定 公布の日から起算して一月を超えない
範囲内において政令で定める日

2 及び三 略

3 第一条中特許法第四十六条第一項にただし
書を加える改正規定、同法第二項の改正規定
及び同法第四十八条の三第一項の改正規定並
びに次条第三項及び第四項の規定 平成十三
年十月一日

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属し
てある特許出願に係る発明の新規性の要件につ
いては、その特許出願について査定又は審決が
確定するまでは、なお従前の例による。

4 この法律の施行後にされた特許出願であつ
て、特許法第四十四条第二項(同法第四十六条
第六項及び実用新案法第十一条第一項において
準用する場合を含む)の規定によりこの法律
の施行前にしたものとみなされるものについて
は、特許法第四十四条第二項(同法第四十六条
第六項及び実用新案法第十一条第一項において
準用する場合を含む)の規定を適用する。

5 新特許法第百七条第二項の規定を除く)、第六
条第一項若しくは第二項の規定にかかるわらず、
なお従前の例による。

七条第一項の規定により既に納付した特許料又
は同日前に同項の規定により納付すべきであつ
た特許料については、前条の規定による改正後
の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定
により読み替えて適用される新特許法第百七条
の規定にかかるわらず、なお従前の例によ
る。

8 新特許法第四章第二節(新特許法第六十五条
第五項において準用する場合を含む。)の規定
は、別段の定めがある場合を除き、この法律の
施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第
一条の規定による改正前の特許法(以下「旧特
許法」という。)第四章第二節の規定により生
じた効力を妨げない。

9 新特許法第百五条の三の規定は、この法律の
施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁
判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易
裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてし
た判決に対して上告をする権利を留保して控訴
をしない旨の合意をした事件については、適用
しない。

10 前条第一号に定める日前に既に納付した特許
料又は同日前に納付すべきであつた特許料(旧
特許法第百九条の規定によりその納付が猶予さ
れたものを含む。)については、新特許法第百
七条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例
による。

11 この法律の施行前に特許をすべき旨の査定又
は審決の謄本の送達があつた特許出願に係る特
許料の減免又は猶予については、新特許法第百
九条の規定にかかるわらず、なお従前の例によ
る。

12 この法律の施行前にした特許出願に係る特許
の変更については、第一条の規定による改正後
の特許法(以下「新特許法」という。)第四十
三条第一項若しくは第二項の規定にかかるわらず、
なお従前の例による。

13 この法律の施行前に請求された特許異議の申
立て若しくは特許法第百二十三条规定の審判

又は確定した取消決定に対する再審における明細書又は図面の訂正については、新特許法第百二十二条の四第三項（新特許法第七十七条第一項において準用する場合を含む。）及び新特許法第百三十四条第五項の規定にかかわらず、なほ従前の例による。

14 国際特許出願であつてこの法律の施行前に国際公開がされたものについての新特許法第百八十四条第十第一項の規定の適用については、同項中「国際公開があつた後」とあるのは「国際公開があつた後（優先日から一年六月を経過する以前に国際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過した時又は特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号）の施行の時のいずれか早い時の後）」と、「特許権の設定の登録前に、外国語特許出願」とあるのは「特許権の設定の登録前（優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願については、優先日から一年六月を経過した時又は特許法等の一部を改正する法律の施行の時のいずれか早い時の後特許権の設定の登録前）に、外国語特許出願」とする。
(昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される旧特許法第七十七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料（旧特許法第九十九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、前条の規定による改正後の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される新特許法第七十七条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十八条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(政令への委任)

第十九条 附則第二条から第六条まで、第八条、第十条、第十二条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）の施行の日から施行する。

平成二年二月八日法律第一
附則(平成二年二月八日法律第一)
抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年 法律第二百四十一号）附則第三条第三項の規定によ り、（経過措置）

法律第二百四十九号(附則第三条第三項の規定)により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定

の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。
一から二十五まで 路

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成
年 月 日法律第
一六〇号) 抄

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、この法律の施行の日以後に起る事由によるものと認められる場合を除く。

し 次の各号に掲げる規定は 当該各号に定め
る日から施行する。

及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。第二三百二十九条、第二三百三十条、第二三百三十一

第千三百五条 第千三百六条 第千三百二
十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び
第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則（平成二年一二月二二日法律第二二〇号）抄
(也丁明日)

第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。
〔施行期日〕

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成二二年五月一九日法律第七
一號）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(施行期日)

号附則抄(平成二三年七月四日法律第九六)

(施行期日) 附 則 (平成一四年四月一七日法律第二四号) 抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第二条中特許法第一百一条の改正規定、同法百第十二条の三第二項の改正規定及び同法第一百七十五条第二項の改正規定、第四条中実用新案法第二十八条の改正規定並びに同法第三十三条の三第二項第一号及び第四十四条第二項第二号の改正規定並びに第六条中商標法第六十八条の十九第一項の改正規定、同法第六十八条の三十の改正規定及び同法第六十八条の三十五の改正規定並びに附則第六条の規定、公報の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
二 第二条の規定(特許法第一百一条の改正規定、同法第一百十二条の三第二項の改正規定及び同法第一百七十五条第二項の改正規定を除く。)及び第四条の規定(実用新案法第二十一条の改正規定並びに同法第三十三条の三第二項第二号及び第四十四条第二項第二号の改正規定を除く。)並びに附則第三条及び第五条の規定、公報の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日
(第一条の規定による特許法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の特許法第七条の二、第三十六条第四項、第四十八条の七、第四十九条、第五十条、第五十三条、第一百三十三条、第一百四十九条、第五十条、第五十三条、第一百四十八条の二、第三十六条第四項、第四十八条の三、第三十七条、第一百五十九条の二、第三十六条第四項及び第二項、第一百六十三条第一項及び第二項並びに第一百八十四条の十八の規定は、この法律の施行後に特許出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願については、なほの法律の施行前にした特許出願についても、お従前の例による。
一 第一条の規定による改正後の特許法第一百八十四条の三第二項(同法第八十四条の二十第六項、実用新案法第四十八条の三第二項及び同法第四十八条の十六第五項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行後にする。

3 この法律の施行前に第一条の規定による改正前
の特許法第二百八十四条の五第一項の規定に
て適用し、この法律の施行前にした国際特許出
願又は国際実用新案登録出願については、なお
従前の例による。

（この法律の施行前に第一条の規定による改正前
の特許法第二百八十四条の五第一項の規定に
て適用し、この法律の施行前にした国際特許出
願又は国際実用新案登録出願については、なお
従前の例による。）

（第一条の規定による特許法の一部改正に伴う
経過措置）

**第三条 第二条の規定（特許法第二百二十二条の改正規定及び
同法第二百七十五条第二項の改正規定を除く。）**
による改正後の特許法（以下「この条において
「新特許法」という。）の規定は、附則第一条第
二項の規定による特許法第二百二十二条の三
第二項の改正規定及び同法第二百七十五条第
二項の改正規定を除く。）

二号に定める日（以下「施行日」という。）以後にする特許出願（施行日以後にする特許出願

であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定により施行日前にしたものとみなされる

もの（以下この項において「施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願」という。）を含む。

（）について適用し、施行日前にした特許出願（施行日前の特許出願の分割等に係る特許出願を除く。）については、なお従前の例による。

2 施行日前にした特許出願又は実用新案登録出願が、新特許法第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願による場合に、

特許出願又は実用新案登録出願である場合ににおける同条の適用については、同条中「明細書特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範

3 囲 とあるのは、「明細書」とする。
施行日前にした特許出願又は実用新案登録出
願書、所持件数第4-1-1-1頁(見三十二)。

願が、新特許法第四十一条第一項に規定する生の出願である場合における同条第一項から第三項までの適用については、これらの規定中「明

細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲」とあるのは、「明細書」とする。
(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第八条（政令への委任）

ほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

主張を伴う場合であつて、当該優先権の主張の基礎とされた同項に規定する先の出願がこの法律の施行の日前にされたものであるときは、当該特許出願に係る発明のうち、当該先の出願にかかるわらず、なお從前の例による。

3 新特許法第三十四条の三第一項、第三項、第六項及び第七項並びに第三十四条の五の規定は、この法律の施行の際現に存する仮通常実施権にも適用する。

4 新特許法第三十四条の三第五項の規定は、この法律の施行の日前に新特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張があつた場合については、適用しない。

5 この法律の施行の日前に仮通常実施権の移転、変更、消滅又は処分の制限に係る第一条の規定による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第三十四条の五第二項の登録がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお從前の例による。

6 新特許法第三十六条の二第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧特許法第三十六条の二第三項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願には、適用しない。

7 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願について登録した仮通常実施権を有する者がある場合には、当該特許出願の放棄者しくは取下げ又は当該特許出願を基礎とする特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張に係る承諾については、新特許法第三十八条の二又は第四十一条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 新特許法第三十九条の規定は、この法律の施行の日以後にする特許出願又は実用新案登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。

9 新特許法第四十九条、第七十四条、第一百四十二条の三第三項並びに第一百一十三条第一項第六号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後にする特許出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願については、なお従前の例による。

10 新特許法第六十七条の三第一項及び第一百二十五条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後にする特許権の存続期間の延長登録の出願について適用し、この法律の施行の日前にした

特許権の存続期間の延長登録の出願について
は、なお從前の例による。

12 新特許法第八十二条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する意匠権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。

13 この法律の施行の日前に通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限に係る旧特許法第九十九条第三項の登録（第七条の規定による改正前の産業活動の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「旧産活法」という。）第五十八条第二項の規定により旧特許法第九十九条第三項の登録があつたものとみなされた場合における当該登録を含む。）がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお從前の例による。

14 この法律の施行の日前に、訴訟の完結した事件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対しても上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、新特許法第一百四条の三第一項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

15 新特許法第四百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え（当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。以下同じ。）における同条第一号又は第三号に掲げる審決が確定したことの主張（裁判所法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百二十号）第四条の規定による改正後の特許法（以下「平成十六年改正特許法」という。）第一百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係る再審の訴えにおけるものに限る。）について適用する。

16 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免は、なお從前の例による。

又は猶予については、新特許法第百九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

17 新特許法第百十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新特許法第百十二条第四項から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされた特許権について適用し、この法律の施行の日前に旧特許法第百十二条第四項から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされた特許権については、な

かれたものとみなされた特許権については、な

お従前の例による。

18 この法律の施行の日前に請求された審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

19 この法律の施行の日前に請求された特許無効審判であつて、その審決が確定していないもののに係る特許についての訂正審判については、その審決が確定するまでは、なお従前の例によ

る。

20 この法律の施行の日前に請求された審判の確定審決及びこの法律の施行の日以後に前項の規定によりなお従前の例により請求される訂正審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

21 この法律の施行の日前にした旧特許法第百二十六条第一項又は第三百三十四条の二第一項の訂正（この法律の施行の日以後にする第十八条項又は第十九項の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。）に係る特許の無効（旧特許法第二百二十三条第一項第八号に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

22 新特許法第二百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例によ

る。

23 新特許法第二百七十八条第一項及び第二百九十五条の四の規定は、この法律の施行の日以後に請求された特許無効審判に係る新特許法第二百三十三条第三項の規定によりされる新特許法第二百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定について適用し、この法律の施行の日前に請求された特許無効審判に係る旧特許法第二百三十三条第三項の規定によりされた旧特許法第二百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定については、なお従前の例による。

新特許法第百八十二条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。

新特許法第百八十四条の四第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧特許法第一百八十四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願には、適用しない。

この法律の施行の日前に登録された通常実施権又は仮通常実施権に係る情報であつて旧特許法第一百八十六条第三項の規定により証明等を行わないものとされたものについての証明等については、新特許法第百八十六条第一項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

新特許法別表第十三号の規定は、この法律の施行の日以後に請求される特許無効審判に係る手数料について適用し、施行の日前に請求された特許無効審判に係る手数料については、旧特許法別表第十三号の規定は、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第一条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二三年六月二十四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一百日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 附則第六十二条の規定 不正競争防止法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十二号)同条及び附則第六十三条において「不正競争防止法一部改正法」という。の公布の日又は施行日のいずれか遅い日

一節 設立等(第七十条第一項) 第七十一条(施行期日)

附 則 (平成二四年五月八日法律第三〇号) 抄

二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例（第七十三条・第七十四条）／ 第三節 移行期間中の業務に関する特例等（第七十五条）／ 第七十八条／ 第七章 郵便局株式会社／を「第六章 削除／第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第一百五条第一項、同項第二号及び第百十条第一項第二号亦の改正規定、同法第百十条の次に一項を加える改正規定、同法第百三十五条第一項、同項第二号及び第百三十八条第二項第四号の改正規定、同法第百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第一章に一節を加える改正規定（第百七十六条の五に係る部分に限る。）、同法第一百八十条第一項第一号及び第二号並びに第百九十六条の改正規定（第十二号を削る部分を除く。）並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く。）、第二条のうち日本郵政株式会社附則第二条及び第三条の改正規定、第五条（第二号に係る部分に限る。）の規定、次条の規定、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の規定、附則第三十八条の規定（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第四十五条中總務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第三条及び第四条第十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第四十七条の規定は、公布の日から施行する。（特許法の一部改正に伴う経過措置）

(昭和三十四年法律第二百二十三号) 第二条の五
第二項、意匠法(昭和三十四年法律第二百二十五号)第六十八条第二項、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第七十七条第二項及び附則第二十七条第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第四十一条第二項において準用する場合を含む。)の願書又は物件は、前条の規定による改正後の特許法第十九条(実用新案法第二条の五第二項、意匠法第六十八条第二項、商標法第七十七条第二項及び附則第二十七条第二項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、日本郵便株式会社の営業所に差し出された願書又は物件とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第四十六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第四十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年五月一四日法律第三
六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第十七条の四の規定は、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、適用しない。

2 新特許法第三十条第四項の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)第三十条第三項に規定する期間内に同項に規定する証明書の提出がなかつた場合については、適用しない。

3 新特許法第四十一条第一項及び第四項の規定は、この法律の施行後にした特許出願に伴う優先権の主張についても、適用しない。

六号)
抄
附 則 (平成二六年五月一四日法律第三
十六条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定にあっては、当該規定)の施行前に係る行為及びこの附則の規定によりなお從前の行為に係る行為に対する罰則の適用についての他の経過措置の政令への委任)
十七条 この附則に定めるものほか、この附則の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

4 先権の主張について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。

4 新特許法第四十二条第一項の規定は、この法律の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張の基礎とした新特許法第四十一条第一項に規定する先の出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。

5 新特許法第四十二条第一項及び第三項の規定は、この法律の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。

6 新特許法第四十三条第一項（新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。

7 新特許法第四十三条第六項（新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十三条第二項（旧特許法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する期間内に旧特許法第四十三条第二項に規定する書類又は同条第五項（旧特許法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出がなされた場合については、適用しない。

8 新特許法第四十三条の一（新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、適用しない。

9 新特許法第四十四条第七項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十四条第一項第二号又は第三号に規定する期間内に同項に規定する新たな特許出願がなかつた場合については、適用しない。

10 新特許法第四十六条第五項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十六条第一項ただし書に規定する期間内に同項の規定による出願の変更がなかつた場合及び同条第二項に規定する三年の期間内に同項の規定による出願の変更がなかつた場合には、適用しない。

11 新特許法第四十六条の二第三項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、この法

律の施行前に旧特許法第四十六条の二第一項第一号に規定する期間内に同項の規定による特許出願がなかつた場合については、適用しない。

12 新特許法第四十八条の三第五項から第七項までの規定は、この法律の施行前に旧特許法第十四条の三第四項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願については、適用しない。

13 新特許法第六十七条の二の二第四項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第六十七条の二の二第一項に規定する期間内に同項に規定する書面の提出がなかつた場合については、適用しない。

14 新特許法第一百一一条第三項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第一百一一条第二項に規定する期間内に特許料の納付がなかつた場合は、適用しない。

15 新特許法第一百一十三条の規定は、この法律の施行前に旧特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行がされた特許については、適用しない。

16 この法律の施行前に請求された特許無効審判については、新特許法第一百一十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

17 新特許法第九十五条第十三項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第九十五条第十項又は第十二項に規定する期間内に同条第九項又は第十一項の規定による手数料の返還の請求がなかつた場合については、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条まで及び附則第十九条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 九号 抄 附 則 (平成二六年六月一三日法律第六

に次条第七項並びに附則第三条第五項、第四条第四項及び第六項、第五条第四項及び第五項並びに第六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定め

五四
第略

正規定、同法第四十一条第一項第一号の改正規定、同法第四十三条の二第一項の改正規定、同法第四十八条の三第五項の改正規定、同法第四百十二条の二第一項の改正規定、同法第八十四条の四第四項の改正規定、同法第一百八十四条の十一第六項の改正規定及び同法別表中第十九号を第二十号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に一号を加える改正規定、第二条中実用新案法第八条第一項第一号の改正規定、同法第三十三条の二第一項の改正規定、同法第四十八条の四第四項の改正規定及び同法別表中第十一号を第十二号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に一号を加える改正規定、第三条中意匠法第四十四条の二第一項の改正規定及び同法別表中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に一号を加える改正規定、第五条の規定並びに次条第一項から第四项まで、第八項、第十項及び第十一項並びに第五条第二項、第三項及び第六項から第十一項までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日（特許法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定（前条第五号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の特許法（以下「第五号改正後特許法」という。）第三十六条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第五号施行日」という。）以後に特に第五号第三十六条の二第五項の規定により取り下げられたものとみなされる特許出願について適用し、第五号施行日前に同項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願については、なお從前の例による。

第五号改正後特許法第四十一条第一項（第一号括弧書に係る部分に限る。）の規定は、同項に規定する先の出願の日から一年を経過した日が第五号施行日以後である場合について適用

し、その経過した日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

(第五号改正後特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)の規定は、パリ条約(特許法第三十六条の二第二項に規定するパリ条約をいう。次条第二項及び附則第四条第二項において同じ。)第四条C(1)に規定する優先期間を経過した日が第五号施行日以後である場合について適用し、その経過した日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

4 第五号改正後特許法第四十八条の三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定は、第五号施行日以後に特許法第四十八条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により取り下げられたものとみなされる特許出願について適用し、第五号施行日前に同条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願については、なお従前の例による。

5 第一条の規定(前条第一号、第三号及び第五号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の特許法(以下「改正後特許法」という。)第九十七条第一項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に於ける特許権の放棄に係る登録の申請について適用し、施行日前にした特許権の放棄に係る登録の申請については、なお従前の例による。

6 第一条の規定(前条第二号に掲げる改正規定に限る。以下この項において同じ。)による改正後の特許法(以下この項において「第二号改正後特許法」という。)第一百五条の四及び第一百五十五条の五(これらの規定を第二号改正後特許法第六十五条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日前にされた第一条の規定による改正前の特許法(以下この項において「第二号改正前特許法」という。)第一百五条の四第一項又は第一百五条の五第一項の規定による申立てについても適用する。ただし、第二号改正前特許法第一百五十五条の五の規定により生じた効力を妨げない。

7 第一条の規定(前条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の特許法(次項において「第三号改正後特許法」という。)第一百十二

条第二項ただし書の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前に特許法第百八条第二項に規定する期間又は

第十条

第九条 (政令への委任) この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定めることとする。

に掲げる改正規定を除く。)による改正前の特許法第百九条若しくは第百九条の二の規定による納付の猶予後の期間を経過した場合であつて、これらの期間内に特許料の納付がなかつたときについては、適用しない。

第五号改正後特許法第百十二条の二第一項の規定は、第五号施行日以後に第三号改正後特許法第百十二条第四項から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされる特許権について適用し、第五号施行日前に第一条の規定(前条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の特許法第百十二条第四項から第六項まで又は第三号改正後特許法第百十二条第四項から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされた特許権については、なお従前の例による。

改正後特許法第二百二十七条(改正後特許法第二十条の五第九項及び第二百三十四条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定は、施行日以後にする特許法第二十条の五第二項又は第二百三十四条の二第一項の訂正の請求及び訂正審判の請求について適用し、施行日前にした同法第二十条の五第二項又は第二百三十四条の二第一項の訂正の請求及び訂正審判の請求については、なお従前の例による。

第五号改正後特許法第二百八十四条の四第四項の規定は、第五号施行日以後に特許法第二百八十四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされる国際特許出願について適用し、第五号施行日前に同項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定め

果に基いて必要な措置を講ずるものとする
附 則（令和四年五月一五日法律第四八
号）抄
(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定

第五十二条 前条の規定による改正後の特許法（次項において「改正後特許法」という。）第一百五十四条の二の十一（特許法第六十五条第六項（同法第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。）及び实用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）第三十条において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に提起される特許権、特許権についての専用実施権、实用新案権若しくは实用新案権についての専用実施権（以下この条において「特許権等」という。）の侵害に関する訴え又は特許法第六十五条第二項の規定による請求若しくは同法第一百八十四条の十第一項の規定による請求（以下この条において「出願公開補償金等の請求」という。）に関する訴えにおける意見の提出について適用し、施行日前に提起された特許権等の侵害に関する訴え又は出願公開補償金等の請求に関する措置

訴えにおける意見の提出については、なお従前の例による。

2
改正後特許法第百五条の四第三項及び第四項並びに第百五条の五第二項（これらの規定を特許法第六十五条第六項（同法第百八十四条の十

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中特許法第八十四条の九第五項の改正規定、同法第一百八十六条第一項及び第二

第一条 (施行期日)

範囲内において政令で定める日から
ただし、次の各号に掲げる規定は、
定める日から施行する。

第七条

別表（第二百九十五条関係）		(政令への委任)	
	納付しなければならない者	金額	
一 特許出願(次号に掲げるものを除く。)をする者	一件につき一万六千円	万六千円	第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
二 外国語書面出願をする者	一件につき一万六千円	万六千円	による。
三 第三十八条の三第三項の規定により手続をすべき者	一件につき一万六千円	万六千円	
四 第一百八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	一件につき一万六千円	万六千円	
五 第一百八十四条の二十第一項の規定により申出をする者	一件につき一万六千円	万六千円	
六 特許権の存続期間の延長登録の出願をする者	一件につき一万六千円	万六千円	
イ 第六十七条第二項の延長登録の出願をする場合	一件につき四万三千六百円	万三千六百円	
ロ 第六十七条第四項の延長登録の出願をする場合	一件につき七千四百円	七千四百円	
七 第五条第三項の規定による期間の延長(第五十条の規定により指定された期間に係るものに限りない。)を請求する者	一件につき四千円	四千円	
八 第五条第三項の規定による期間の延長(第五十条の規定により指定された期間に係るものに限りない。)を請求する者	一件につき六万八千六百円	六万八千六百円	
九 出願審査の請求をする者	一件につき一千九千円	一千九千円	
十 誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者	一件につき一千九万七千円	一九万七千円	
十一 第三十六条の二第六項、第四十一条第一項第一号括弧書、第十四条の二第一項(第四十三条	件につき一千九千円	一千九千円	

十二	九	十	八	七	十	五	十	四	十	二	十
る者	審判又は再審への参加を申請する者	明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の請求をする者	特許権の存続期間の延長登録の拒絶査定若しくは無効に係る審判又はこれらの審判の確定審決に対する再審を請求する者	のを除く。) を請求する者	特許異議の申立てについての審理への参加を申請する者	特許異議の申立てについての審理への参加を申請する者	特許異議の申立てをする者	裁判の取消しを請求する者	裁判を請求する者	判定を求める者	第六項の規定により手続をする者(その責めに帰することができる理由によりこれら規定期間による手続をすることとなつた者を除く。)
万五千円	一件につき四万九千五百円につき五千五百円	円を加えた額に一請求項につき五千五百円を加えた額に一請求項につき五千五百円	円を加えた額に一請求項につき五千五百円	万九千五百円につき五千五百円	万五千円	万五千円	万五千円	万五千円	万五千円	万五千円	の三第三項において準用する場合を含む。)、第四十八条の三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第一百十二条の二第一項、第一百八十四条の四第四項又は第一百八十四条の十一第五項の規定により手続をする者(その責めに帰することができる理由によりこれら規定期間による手続をすることとなつた者を除く。)
万五千円	一件につき四万九千五百円につき五千五百円	円を加えた額に一請求項につき五千五百円を加えた額に一請求項につき五千五百円	円を加えた額に一請求項につき五千五百円	万九千五百円につき五千五百円	万五千円	万五千円	万五千円	万五千円	万五千円	万五千円	の二第一項、第一百八十四条の四第四項又は第一百八十四条の十一第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第一百十二条の二第一項、第一百八十四条の四第四項又は第一百八十四条の十一第五項の規定により手続をする者(その責めに帰することができる理由によりこれら規定期間による手続をすることとなつた者を除く。)